

論  
説

一七八九年人權宣言の罪刑法定主義は裁判官の罪刑  
 専断防止を目的としてはいなかった・宣言の諸草案  
 および議會審議録からの考察

第二部 諸草案および審議録の邦訳、  
 提案者・発言者の列伝

沢 登 佳 人

目 次

第一部 本論(前号)

第二部 一七八九年人權宣言の諸草案の邦訳

一七八九年八月二日土曜日朝の本会議の議事録中、人および市民の権利の宣言第七、八および九条の審議の要旨を録した部分の邦訳

注記の形で書かれた、以上の諸草案の提出者および議事録中の発言者の列伝（略歴・活動・エピソード）（本号）  
 第三部 結論 罪刑法定主義の本旨と現代的意義

一 諸草案の刑事人権保障体系の要約——全草案を貫流して成文第七、八、九条に流入・結実する思想の骨子

二 一般意思と自然権

三 人権宣言第八条の原意

四 独日仏における、人権宣言第八条本来の罪刑法定主義の歪曲・矮小化の原因と経緯——その立法および犯罪論特に

違法性の本質論への影響

五 現代刑事法制における人権無視の横行と、その抜本的克服策「罪刑法定主義の初心に還れ」

〔第二部を読むための注意〕 提案者・発言者中、提案・発言の意味・経緯・背景ないし流れを知る上でその人の略歴を

知ることが有益であると思われる人物については、その経歴を、後半で、「列伝」という標題の下にまとめて注記した。（注

1）（注2）……とあるのがその注番号である。尔余の提案者・発言者その他の人物の選出母胎・当時の身分・職業その他

の記事は、人物名の直後の括弧内に示した。ルイ一六世やロベスピエールの如き周知の人物には説明を付けなかった。以上以外の注記は列伝の末尾に付した。（列伝末尾の注1）……とあるのがその注番号である。

## 一七八九年人權宣言の諸草案の邦訳

(括弧に入れた文又は語は、草案全体の解説、条文の要約、訳注、訳文をわかり易くするために原文にない語を補った語、別にこういう訳し方もあるということを示した語、固有名詞の原綴、又は重要なものしくはいささか不穩に思われる訳文もしくは訳語の原文もしくは原語である。)

一七八九年七月一日のラファイエット侯爵 (le marquis de Lafayette)<sup>(注1)</sup> の議会演説と、権利の宣言 (Déclaration des droits) の草案

ラファイエット侯爵 (M. marquis de Lafayette)。たとえ私の力量が、あなた方にまじってもう一度投票する資格を私から奪い去るとしても、しかしながら私は、私の考えという貢物をあなた方に献ずる義務があると信ずるものであります。

人はあなた方に、既に憲法に関する労作の一草案 (▲訳注▽七月七日に設置された三〇名から成る、「憲法に関する作業を準備する任務を課された委員会 (le comité chargé de préparer le travail de la constitution)」を代表して、七月九日にムーニエ<sup>(注4)</sup> (Mounier) が議会で読み上げた草案を指す。) を示しました。極めて正当にも拍手喝采を以て迎えられたこのプランは、あなた方の注意の最初の対象として、諸権利の宣言が必要であることを示しております。

事實、あなた方がこの抗弁しえない真理の表明を今すぐ國民に提供するにせよ、それとも、あなた方の大きな作品のこの最初の章がその作品（全体）から切り離されてはならぬ（から、憲法の完成を待つて憲法の第一章として國民に提供する方がよい）と考えるにせよ、あなた方の想念がまっ先に、全憲法の第一の諸原則、全立法の第一の諸原理を包括する一宣言の上に集中さるべきことは、疑う余地がありません（*il est constant que……*）。これらの原則が如何に簡単なものであろうと、如何にありふれたものでさえあろうと、議会の討論をそれらの原則に関わらせることは、しばしば有益でありましよう。

ドウ・ラファイエット君は、次いで、諸権利の宣言の二つの有用な目的を示す。

第一の目的は、自然が各個人の心の中に刻みつけた感情を呼びさますことであり、その感情の發展を容易にすることであつて、その發展は、國民が自由を愛するためには自由を知っているだけで十分であり、國民が自由であるためには自由であることを欲するだけで十分であるだけに、なおのこと有益である。

有益な第二の目的は、すべての制度がそこから流出すべき所の永遠の真理を明示して、國民の代表者たちの作業において、自然的で社会的な権利の源泉に彼ら（代表者たち）を常に連れもどす所の忠実な案内人になることである。

彼は、王制がフランスにおいてそうであるような確かで定まった変化を統治（*le gouvernement*）が遂げる時にこそ、この宣言が発せらるべきものと考え（*considère……comme devant s'arrêter*）。そして、提案されたプランに従つて、立法体の組織、その一部をなす国王の裁可、等々を、他の作業手順に移送する（すなわち憲法の中に盛り込む）と共に、あらかじめ（すなわち憲法に先立って）権力の区分（分立 *la division*）の原理を指示すべきであ

る、と考えた。次いで彼は付言した。

諸権利の宣言のメリットは、真実と明確さに在ります。この宣言は誰もが知っていること、誰もが感じていることを述べるべきであります。この觀念こそ、紳士諸君、私がある方に提示する名誉を持つ所の一つの素描を作るようにと、私をうながすことができた唯一のものなのであります（すなわち、誰でも知っていることと感じていることを述べるだけなのだと思います）からこそ、浅学非才の身に不遜にも、皆さんに宣言の素描をお示し申し上げようという気になったのです。）。

私は、その素描が採用されることを求めようなどとは毛頭考えておらず（*Je suis bien loin de demander qu'on l'adopte*）、ただ議会在が、諸部会で配布させるためにそのコピーを作らせることのみを願うものであります。私の側のこの最初の試みは、（私とは）別の（議会の）メンバーに対して、（私の草案とは）別の諸草案を提示するようにうながすであります。そしてそれらの草案は、（私の草案よりも）一層善く議会の望みを満たすであります。そして私は、私の草案よりそちらの方をいそいそと選ぶであります。

人々は激しく拍手喝采する。

ラファイエット侯爵君は、以下の草案の朗読を行なう。

自然は人々を自由かつ平等なるものとして作った。社会秩序に必要な不可欠な諸差別は、一般的有用性（*utilité générale*）にのみ基づく。

すべての人は、不可譲で時効にかからぬ諸権利を持って生まれる。自己のすべての意見表明の自由、自己の名誉

と生命 (vie) とへの配慮、所有権 (droit de propriété)、自己の身体 (sa personne)、勤勞 (son industrie)、全力の完全な自己処理 (la disposition entiere)、可能なあらゆる手段による自己の思考の伝達、福利の追求、および圧制への抵抗がそれである。

自然権の行使は、社会の他のメンバーに自然権の享受を確保する制限以外の制限を持たない。

如何なる人も、その人またはその人の代表者によって同意され、あらかじめ(=法律の適用を受ける行為以前に)公布され、かつ適法に適用された法律にしか、服従させられえない。

全主権の原理は国民 (la nation) の中に住する。

如何なる団体、如何なる個人も、国民から明示的に発したものでない (qui n'en émane expressément) 權威 (une autorité) を持ちえない。

すべての統治 (tout gouvernement) は共通善 (共通福祉 Le bien commun) を唯一の目的とする。この利益は、立法権、執行権および司法権 (les pouvoirs législatif, exécutif et judiciaire) が区別されかつ限定されること、ならびにそれら権力の組織が、市民の自由な代表(=市民が自由にその代表者を選ぶこと la représentation libre des citoyens)、機関 (les agents) の責任および裁判官 (les juges) の公平を確保すること、を強く求める。

法律は、明晰で、正確で、すべての市民に対して一様で (uniformes) あるべきである。(《訳注》「すべての市民に対して」は明晰・正確にもかかっているようにも読みうる。)

租税 (les subsides) は自由意思により (librement) 同意され、かつ釣合をとりつつ (proportionnellement) 割断せられるべきである。

悪弊の導入と後継世代の権利とは、人間のすべての設立物の再検討を必要ならしめるから、ある場合に、必要とあれば憲法の欠陥を調べて直す（△訳注▽「必要とあれば」は「直す」だけにかかるようにも読みうる。）ことを唯一の目的とする所の、代議員（*députés*）の臨時招集を持つことが、国民に可能であるべきである。

（右の演説部分の内容紹介と草案の全訳文とが、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説（一）」北大法学論集一四卷三・四合併号二五二―二五三頁に在るので参照せよ。）



一七八九年七月二〇日と二一日とに、憲法委員会（*le comité de constitution*）において、シエース神

父（*abbé Sieyès*）<sup>(注2)</sup>によつて読み上げられた

憲法の前提（*PRELIMINAIRE DE LA CONSTITUTION*）

確認と理論的説明（*RECONNAISSANCE ET EXPOSITION RAISONNÉE*）

人および市民の権利によつて（*Des droit de l'homme et du citoyen*）

（比較的簡明な全三二ヶ条の条文の前に、極めて長大な理論が述べられている。この理論の最も本質的な要素は後の条文に凝縮されているので、ここでは理論文の中からは単に直接刑事人権保障に関わる部分だけを抜き書きする

にとどめる。全体構想の要約が、深瀬忠一「一七八九年人權宣言研究序説(二)」北大法学論集一五卷一号五―九頁、条文全訳が一〇―一二頁に在るので参照せよ。なお *States* はわが国では今日広くシエイエスと読まれているが、本稿では彼の在世当時の読み方に従った。

「個人の自由の限界は、その自由が他の個人の自由を害し始める地点にのみ、置かれる。それらの限界をそれと認めて指し示すべきは、法律においてである。法律の(指し示す限界の)外では、万人にとってあらゆることが自由である、なぜなら社会的結合は、単に一または複数の個人の自由を目的としているだけのものではなくて、万人の自由を目的としているからである。」

「個人の自由は、大きな社会では、懼れなければならない三種類の敵(＝悪意の市民、公権力を濫用する公権力の受託者、および敵国)を持つている。」

(その中で)最も危険性の少ないのは、悪意の (*malevoles*) 市民である。彼らを抑えるためには、通常の権力 (*une autorité ordinaire*) で十分である。この分野において司法 (*justice*) が必ずしも善く行われないとすれば、それは、比較的十分(に組織されている以上そのよう)な強制力の落度ではなくて、むしろ、立法が悪いからであり、かつ司法権が悪く構成されているからである。この二重の不都合を矯正すべきである。

(この後に、公権力の濫用と敵国とに対抗する手段への論及が続く。)

(長大な理論の後に、その最も本質的な要素をわかり易く示すためとの口上書の下に、三二ヶ条の条文が記されている。以下各条の要旨または全文を訳出する。)



(第一条で社会は自由な社会契約の作品であること、第二条で「政治的社会的の目的は万人の最大幸福 (le plus grand bien de tous) 以外に在りえない」こと、第三条で自己の人格の所有は不可譲であることを定めた後に)

第四条 すべての人、自己の個人的能力 (ses facultés personnelles) の行使において自由である。但しただ一つ他人の権利を害さないことを条件とする。

第五条 それ故、何びとも自己の思考についても、自己の感情についても、責任を問われぬ。すべての人は、話す権利または黙っている権利を有する。自己の思考および感情を公表する如何なる仕方も、何びとに対しても禁止されるべきではない。そして特に、各人は何なりと自己に善いと思われようと (ce que bon lui semble) を書き印刷しまたは印刷させることについて自由である。但し、常にただ一つ他人の権利に侵害を与えないことを条件とする。最後に、物を書いた人はすべて自己の書いた物を、売ることまたは売らせること、および郵便によりまたその他のあらゆる方法により如何なる背任も決して心配する必要なしに自由に伝達させること、ができる。手紙は特に、(それを) 書く人と書く相手の人との間に介在するすべての仲介者にとって、神聖なもの (sacres) 〓 その秘密を絶対に犯してはならないもの) たるべきである。

第六条 (初めに労働、職業、営業の自由を謳った後に) これらの仕事に携わるに当っては、如何なる個人も、如何なる団体も (nulle association) 〓 これをしにくくする ( gêner) 権利を有せず、さらに一層強い理由を以てこれをさせないようにする (empêcher) 権利を有しない。ただ法律のみが、この自由に対しても、他のすべての自由に対するのと同様に、与えなければならぬ諸制限を指定することができる。

(第七条で往来、去住、転出入、さらに出入国の自由を、そして第八条で自己の財産を処理する自由を保障した

後(2)

第九条 市民の自由、所有および安全 (la liberté, la propriété et la sécurité) は、すべての侵害に打ち克つ (supérieure a) 社会的保障の上に安泰らうべきである。

第一〇条 それ故、法律は、その (法律の) 命令において、他人の権利を攻撃しようと企てる単なる市民の命令を禁圧することのできる力を持つべきである。

第一一条 それ故、法律を執行させる任務を課されているすべての者、公的權威ないし公的權力の (de l'autorité ou d'un pouvoir public) 他の或る部分を行使するすべての者は、市民の自由を侵害することができない状態に在るべきである (doivent être dans l'impuissance d'attenter a)。

(第二二条および第二三条で、それ故軍事力は外敵に対してのみ行使され市民に対して行使されてはならず、国内秩序の維持は対内的かつ適法な力に依るべきであることを述べた後に)

第一四条 すべての市民は平等に法律の下に置かれ (est également soumis a la loi)、何びとも法律の權威 (autorité) 以外の如何なる權威に従うことも義務づけられない。

(第一五、一六、一七条で法律の下の平等の内容を具体的に示した後に)

第一八条 法律は市民を平等に義務づけるから、法律は犯罪者 (les coupables) を平等に処罰すべきである。

第一九条 法律の名において呼出されまたは捕えられるすべての市民は (tout citoyen appelé ou saisi) 直ちに服従すべきである。その市民が抵抗すれば有罪 (coupable) とされる。

第二〇条 何びとも、法律によって予見された (prévus) 場合においてしか、かつ法律によって限定された形式

(les formes déterminées) においてしか、裁判に呼出され (appelé en justice)、捕えられ、および収監され (emprisonné) ではない。

第二一条 自由裁量的な (arbitraire) または法律によらない (illégal) (△訳注▽前者は法律に一応基づきつつその内容を被適用者のために主として有利に緩和することであり、刑罰法規の場合は裁判官の裁量により法律の定めよりも刑罰を主として減輕することである。これに対して後者は真向から法律を無視すること、法律の定めと矛盾する処分をなすことである。なお当時における arbitraire の意味については本論で説明した。なお前号所載「ルベルチエ報告」一五一一二、一六〇頁参照。) すべての命令は存在しなかつたものとされる (est nul)。そのような命令を要求した人または人々、そのような命令に署名した人または人々は、有罪である。そのような命令を携行する人々、そのような命令を執行しまたは執行させる人々は有罪である。それらすべての人は処罰されるべきである。

第二二条 自己に対して右のような命令が発せられた (△訳注▽直訳すれば「自己に対して右のような命令が(何者かによって)巧く入手された所の」 contre qui de pareils ordres ont été surpris) 市民は、その暴力を暴力によって撃退する (repousser) 権利を有する。

第二三条 すべての市民は、自己の身体 (sa personne) に対しても自己の (所持する) 物に対しても、最も迅速な裁判を受ける権利 (droit à la justice la plus prompte) を有する。

(以下第二四条ですべての市民が社会の状態から生じうる共通利益にあずかる権利、第二五条で生活必需品を獲る能力なき市民のすべてが同市民の救助を受ける権利、第二六条で法律は一般意思の表現で、公共の事に能力を伴う関心 (intérêt avec capacité △訳注▽単に「関心と能力と」すなわち intérêt et capacité の意味かもしれない。) を持つ全市

民により直接または間接に短い期間につき選ばれた代表者の団体の作品たるべきであり、これら二つ（「關心と能力」）の資格は憲法によって実定的かつ明確に定めらるべきであること、第二七条で租税は代表者の賛成投票によって決めらるべきこと、第二八条で「すべての公権力は人民に由来し（*venant du peuple*）」、人民の利益のみを目的とする」こと、第二九条で公権力の組織は能動的かつ合目的たるべく、その目的からそれて社会的利益を害しえないこと、第三〇条で「公務は決してそれを執行する人の所有とはなりえず、その執行は権利ではなくて義務である」こと、第三一条で官吏は自己の行動について責任を負うが、国王のみはこの法則の例外であつて、国王の人格は神聖不可侵であること、第三二条で人民の憲法再検討および改正権ならびに必要な如何にかかわらずその再検討をなすべき定まつた期間の設定、を定める。）



一七八九年七月二七日の、タルジェ(註3) (Target) によって憲法委員会に提出された

社会における人間の権利の宣言 (Déclaration des droits de l'homme en société)

の草案

(第一条と第二条とで、政府は人の幸福のために作られ、幸福は自然権の完全かつ自由な行使に在り、政府は人権保障の手段にすぎないから、その権力は政府自身のものではなくて各個人に属し、各個人が自分自身のために用

いるものである、と説き、その後( )

第三条 人の生命、身体 (corps)、自由、名誉、および人が排他的に処理すべき物は、彼の全所有 (toutes ses propriétés) および全権利を構成する。

第四条 すべての人は、統治 (le gouvernement) の中に、その統治の形式がどのようであろうとも、前条の諸権利 (ces mêmes droits) の保障を見出すべきである。

第五条 政治体 (le corps politique) は、各人に対して、その生命を脅かす侵害 (les attentats) およびその人格 (sa personne) (訳注) (ここでは身体、自由および名誉を包括する概念と思われる。) を脅かす暴力 (violences) に対抗する保全 (l'assurance) の義務を負う。

(次いで第六条で財産、労働、慈善による生存手段確保の義務を、政治体が各人に対して負うべきこと、第七条で思想、言論、出版、往来、去住、出国、財産利用、営業の自由を、ただ一つ何びとをも害さないという条件の下に、すべての人に保障することを定めた後で)

第八条 許される行為であっても、道徳秩序においては正しくない (ne sont pas honnêtes) ものが存在する。しかし市民的かつ政治的な秩序においては、禁止されないものはすべて許される。

第九条 何ごとも人によっては禁止されえず、ただ法律によってのみ禁止されうる。

(第一〇条で「法律は政治体構成員またはその代表者の一般意思の表明された帰結以外のものではない」こと、第一条で政府の機能の受託者には法律によって認められていないことはすべて禁止されることを定めた後に)

第二二条 各人の自然的自由の行使は、他人の生命、安全、自由、名誉および所有以外の制限を持たない。

第一三条 法律自身と、従つて法律の単なる執行者にすぎない政府とは、人の自由に対して前条以外の限界をいささかも対抗させることはできない。

(以下第一四条で法律が中傷、侮辱から人の名誉を保護すべきことを定め、第一五条ないし第一九条で種々の角度から所有権の不可侵とその制限、収用のための条件・補償を定め、さらに第二〇条で執行権と官職とは人々の福祉のために設置されるのだから政治体の所有に属し、それを行使する所の国民からの受託者でしかない人々の所有には属さないことを述べた後に)

第二一条 人の生命、安全、自由、名誉および所有に対する侵害は犯罪 (*des crimes*) である。そして、その犯罪について有罪とされる権力の受託者はすべて処罰されるべきである。王国においてはただ一つ王の人格のみが、不可侵かつ神聖である。王は国民の利益以外の利益を持たずかつ持つことができないので、悪を欲することはできないが、しばしば、かつひどく (*cruellement*)、欺かれる。

第二二条 人は自然によつて平等であるから、地位 (*places*) の違いおよび手段または力の違いは、人の権利の中に如何なる違いをも絶対に導入しえない。すべての特権はそれ故無秩序 (*in desordre*) である。権利は、万人にとつて同一である権利は、如何なる人からも、他人の権利に対する彼の犯罪または彼の侵害の処罰としてでなければ、奪われえない。同じ (種類の) 犯罪に対する刑罰は、社会の全構成員に対し、如何なる区別もなく、同じ刑罰たるべきである。

(第二三条で参政権の平等、第二四条で職業の無貴賤と自由、第二五条で人権の不可譲と無時効、第二六条で人権が尊重され人権の侵害が必ず処罰される政治のみが適正な (*legitime*) 政治であること、第二七条で悪い行政官

といえども人権を侵害しえぬようにするのが善い政治の特徴であること、第二八条で一般意思が政府の行為ないし執行力を規制すべきこと、第二九条で立法権と執行力との分配と組織とを規制するのが憲法に外ならぬこと、第三〇条で善き憲法における立法権と執行力との峻別と相互関係と、第三一条で憲法は立法権および行政力の行使を定めるものであり、立法は憲法という幹に対する枝にすぎないから、憲法の制定・改正権は、立法機関でなく、国民自身または国民が特にその任を課した代表者団体にのみ属すること、を定める。



一七八九年七月二七日の、ムーニエ(注4)によって憲法委員会に提出された

人および市民の権利の宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)  
の草案

(ムーニエは同じ七月二七日に、議会で、「憲法の最初の諸条文を含む草案 (Projet contenant les premiers articles de la constitution)」を読み上げたが、その内容は、ここに訳出する憲法委員会に提出された「人および市民の権利の宣言」と酷似しており、前者が二三箇条なるに対し、後者は一六箇条に多少圧縮され削られている代りに簡明化された利点も見られる。前者の全訳は深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(二)」北大法学論集一五巻一号二三―二六頁に載っているの、ここでは後者の各条を、邦語に要約または全訳して示す。)

(前文省略)

(第一条で自由と平等との自然権、第二条で政治の目的が一般福祉に、従つて被治者の利益に在ること、第三条で主権の原理、権力の源泉がすべて国民 (la nation) に在ること、を定めた後に)

第四条 統治機関 (le gouvernement) は権利を保護し義務を定めるべきである。統治機関は人の能力の自由な行使に対して、公共の福祉 (le bonheur public) のために明らかに必要不可欠である限界以外の限界を置いてはならない。統治機関は、なかつく、自由、所有、安全、自己の幸福と自己の生命とへの配慮、自己の思考の自由な伝達、圧制への抵抗のような、すべての人に属する所の時効にからぬ権利を保障すべきである。

第五条 明らかで正確で画一的な法律によつてこそ、権利は保護されるべく、義務は指定されるべく、有害な行為は処罰されるべきである。

(第六条でその法律は市民または自由な選挙による市民の代表者の同意によつてのみ、一般意思の表現として制定されるべきことを定めた後に)

第七条 自由は、他人を害さないすべてのことをなしうるに在る。すなわち、法律によつて禁止されないことは阻止されえず、また何びとも法律が命じないことをなすように強制されない。

第八条 法律は絶対的に、その公表 (sa publication) に先立つ行為に対しては援用され (invocée) えない。もしも法律がこの先立つ行為について判定するために作られたならば (était rendue pour déterminer le jugement de)、その法律は圧制かつ暴虐 (oppressive et tyrannique) となるであらう。

第九条 専制 (despotisme) を予防し法律の支配 (l'empire de la loi) を確保するためには、立法、執行および司



法の権力は区別されるべきであつて、結合されえない。

第一〇条 すべての個人は、自己の財産 (leurs biens) 、 自己の身体 (leur personnes) または自己の名誉において蒙つたすべての損害および侮辱について、または自己の自由の行使において遭遇した障碍について、法律に訴ええそこに迅速な救済を見出しうべきである。

第一一条 何びとも、法律により、法律の定めた形式を以て、かつ法律が予見した場合においてしか、捕えられまたは収監されえない。

第二二条 刑罰はいささかも自由裁量的であつてはならないのであつて、法律によつて限定され、全市民に対して、その序列 (位階 leur rang) と人物 (leur persone) とがどんなであらうとも、絶対的に同質 (semblables) たるべきである。

(以下第一三条で社会各構成員の平等な納税義務、第一四条で信教の自由、第一五条で出版の自由とその濫用の処罰、そして第一六条で軍事力は市民権力の命令の下でしか公共の安寧に用いえないこと、を定める。)

(なお、右の案の内容と、国民議會の方へ提出された二三箇条案の内容とを比べてみると、後者の一―八条を多少簡略化し前後を入れかえまたは手抜きしてまとめたものが前者の第一―三条であり、第四条以下の諸条は後者中第一六、一八および二二条が前者中に見当たらないのに対し、前者中の第一六条が後者中に見当たらない外は、前者後者において文意、配列順序ともほぼ同じである。前者中に見当たらない後者の第一六条は、法律に基かぬ力の使用を力をして撃退することの許容、第一八条は裁判管轄の法定原則、そして第二二条は、国籍離脱権・他国を祖国とし

て選ぶ権利を定める。)

一七八九年七月三〇日の諸部会 (les bureaux) において審議された、グルノーブル高等法院の弁護  
士 (avocat au parlement de Grenoble) ' ヲウ・セルヴァン (de Servan) による

人および市民の権利の宣言  
の草案

「以下は、諸部会で検討された新たな権利の宣言である。」という前書がある。この草案だけは代議員の起草したものではない点で、異色である。提出のいきさつは不明。

(第一条 (I)) で市民社会は全構成員の契約の産物であること、第二条で社会契約は各人の利益のための万人の結合たること、第三条で「共通善 (le bien commun) にふさわしいことがらは、そのみが法律である所の一般意思によってのみ定められうる」こと、第四条で何びとも法律の權威以外の權威に従う必要のないこと、第五条で一般意思たる法律の制定権の源泉は万人に在ること、第六条で立法権は取消しえない形で一人によって行使されえないこと、第七条で立法権は全市民社会の設置に関わる条件の下でのみ国民により代表者に委託されうること、第八

条で市民社会の目的は法律により禁止されない全領域で自己の能力を發揮しうる市民的自由に在ること、第九条で市民のその能力は自己の思考、身体および所有を自由に処理するに帰すること、第一〇条で眞の立法は市民的自由をその共通の中心課題とする法律のシステムであること、第一一条一項で政治的憲法的法律が市民的自由に至る道は、立法権が公共の福祉を指すように組織され、執行権が法律に服従させる力に事欠かず法律を侵犯する力を常に奪われているに在ること、第一一条一項で市民的法律 (*les lois civiles*) が市民的自由に至る道は、公共の福祉に触れる場合に限って財産の無制限の使用を限界づけ、それ以外は各人の理性に任せるに在ること、を定めた後に)

第一一条第三項 刑事的法律 (*les lois criminelles*) は、すべての人が不正な懲罰 (*un châtiment injuste*) を恐れることなく行動しえ、かつすべての犯罪者 (*tout homme coupable*) が過度の懲罰 (*un châtiment excessif*) を恐れることなく裁判されうるときに、市民的自由と釣り合う。

(この後、第一一条四項で宗教的法律が市民的自由に一致する条件、同条五項で法律が特に世論について市民的自由を維持する条件を述べ、第一二条で以上の原理に従い法律によって禁止されない対象に関する思考の伝達と公表とは自由たるべきこと、法律が禁止せぬあらゆる仕方で自己の身体と行為とを自由に処理しうべきことおよび法律によって任された全領域で自己の財産を自由に享受しうること、第一三条で人権を幻想たらしめぬため、全市民社会構成員が自らまたは代表者を通じ、自己の諸権利の保全を監視するために国民議會を自由に構成しうべきこと、そしてこの自由こそ市民的自由の唯一の保障と看做さるべきこと、を定める。)

(なお右の草案全訳が、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説」(北大法学論集一八巻三号四五、四六頁に載っている。)

一七八九年八月一日の、ルーアンの代議員トゥーレ (Thouret, député de Rouen) (列伝末尾注一) 護士 (Avocat au parlement)、ルーアンの市および大法官裁判管区 (バ) (La ville et du bailliage) の第三身分 (le tiers-état) の代議員) による、

社会における人の諸権利の確認と憲法委員会に提出された憲法の諸基礎とに関する主要諸理念の  
分析 (Analyse des idées principales sur la reconnaissance des droits de l'homme en société, et sur  
les bases de la constitution présentées au comité de constitution)

(これは極めて長大な論説であるが、これまでに訳出した人權宣言草案に比べて特殊な所は、公権力の諸機関すなわち立法権の機関たる国民議会、執行権 (Le pouvoir exécutif) の機関たる国王、管理権 (地方行政権 pouvoir administratif) の機関たる市町村議会およびプロヴァンス議会、そして司法権の機関たる司法裁判所 (les tribunaux de justice) の構成と権限とのかなり詳細な構想を打ち出している点に在る。トゥーレは、当初からムーニエらの穩健改革路線に同調し、全体会議呼びかけに賛成し、球戯場の誓いに署名した人で、草案の基本理念は穩健と言わんより、むしろこれまで訳出したどの諸法案の基本理念よりも寡黙で不明確である。それ故本稿の主題に照らして全文を訳出する必要はないと判断し、刑事人權保障に直接関わる部分と、司法裁判所の構成および権限の提案中刑事人權保障に特に関連する部分とのみを、以下に訳出する。)

## 序論部分の § II

人の第一の権利は、所有権と自己の人格 (sa personne) の自由権とである。

この原初的かつ不可譲の権利から、次のものが出て来る。

1° 公的法律 (les lois publiques) によるのでなければ、かつその法律の適用を宣告した正規の裁判によるのでなければ、自己の行為において強制されまたは阻止されることも、逮捕されることも、拘禁されることもありえない権利。

2° 公的法律によるのでなければ、かつ正規の裁判によるのでなければ、自己の意見、自己の演説、および自己の著作のことで非難されうることなしに (sans pouvoir être repris) 考え、話し、そして書く権利。

そこからさらに、次のものが出て来る。1° 良心と宗教上の意見との自由。

2° 行為と労働との自由。

3° 思想の自由。

4° 手紙のやりとり (の秘密) を犯されない自由 (la liberté inviolable du commerce épistolaire)。

5° 国王封印状 (玉璽令状 Les lettres de cachet) の絶対的廃止。

## 序論部分の § IV

(初めの三段で自然的秩序と社会的秩序とにおける人の平等原則を述べた後に)

法的秩序 (l'ordre legal) においては、市民は法律の前に平等 (égaux devant la loi) であるから、法律は全市民

に平等に義務を課す。——法律はまた、犯罪者を平等に処罰すべきである、——同じ落度に対しては、同じジャンルの刑を犯罪者全員に科すべきである、——そして共通利益に忠実に、何びとに対してであろうと、特別待遇 (faveurs) も特権 (privileges) も認められてはならない。

#### 序論部分の § VII

公権力は四つの異なるクラスないし種類（カテゴリー）に区分される。

（以下、<sup>1°</sup>立法権とそれが住する国民議会、<sup>2°</sup>執行権とそれが住する国王、<sup>3°</sup>地方行政権とそれが住するプロヴァンス議会および市町村議会、について述べた後に）

<sup>4°</sup>市民の行為 (les actions) と所有とを対象 (objet) とする法律の執行は、裁判官 (les juges) の設置を必要不可欠とする。

そこから、司法裁判所 (les tribunaux de justice) が生まれ、その中に司法権が住することになる。

これらの四権力の規則正しい組織、対応、分離、および独立からこそ、善き憲法が結果するのである。

#### 第四節 (Section IV) 司法裁判所について、または司法権について

憲法は以下のことを宣言すべきである。

（<sup>1°</sup>ないし<sup>4°</sup>で司法権は公権力の一部であつて憲法に基づき立法権および執行権から明確に区別されるべきことを述べた後に）

5° 司法権は、司法権の側からして、その機能の適法な行使において執行権から独立である。そして、この独立を確保するため、如何なる判事もその職務から恣意的に引き剥されえない。

(6° さらに地方行政権からの区別を述べた上で)

7° 裁判の職務は権利でも、世襲財産でも、取引対象 (un effet commercable) でもありえないから、憎むべき官職売買 (特に供託金を必要とした官職の売買 l'odieuse venalité des charges) は廃止される。そして、最も迅速な手段によって、今後廃止される被売買官職の償還が行なわれるであろう。

8° 裁判所が裁判を受ける人 (les justiciables) のために作られるのであって、裁判を受ける人が裁判所のために作られるのではないから、各裁判権の土地管轄は市民の必要と便益とに応じて定めらるべきであり、かつ各プロヴァンスごとに一の最高裁判所 (un tribunal souverain) が存在すべきである。

9° 同じ理由により、裁判所のあまりにも大きな多種多様性は一の無秩序であって、その無秩序は、無益である裁判所のすべての廃止により、特に例外裁判所 (les tribunaux d'exception) の廃止により、矯正さるべきである。

10° 裁判権は、他の公権力と同様、人民に由来するから、そして人民のみが司法の善き運営に利害関係を有するから、この (裁判という) 重要な職務に最もふさわしいと信ずる臣を選んで国王に提出する権限は、人民の代表者たちに属する。

11° 人民は、自らの選ぶ官吏の人生の固定され決められた期間に限って (pour un temps fixe et déterminé)、およびその人生の続く間中 (pour la durée de la vie)、司法官職を受けける権利を有する。

12° 裁判官の職務は、法律を適用することのみであり、裁判官の義務は、法文の意味 (le sens littéral) から離れ

ることもなく、法文の意味を解釈する (interpréter) ことを許されることもなく、法文の意味に従う (自分を合わせる se conformer) ことのみである。

13° 刑事事件においては、司法の善 (le bien)、国民の大きな部分の願い、そして被告人 (l'accusé) の利益は、被告人が何よりもまず彼の同僚 (ses pairs) によって有罪または無罪 (coupable ou non coupable) と宣言されることであるから、今後重罪の探索のために、司法裁判所が刑を宣告しかつ適用しうるに先立つ、陪審員による先行判決命令 (un ordre de jugement préalable) が、定めらるべきである。



一七八九年八月二日シエース神父<sup>(注と)</sup>によって国民議會に提出された

社会における人の権利の宣言 (Déclaration des droits de l'homme en société)

の草案

(第一条、第二条で、イギリス功利論風に、人には自己の幸福追求の本性が在り、そのために必要な他者からの援助の中で最大のものは社会の状態であると述べた後)

第三条 政治的結合の目的は万人の最大福祉 (le plus grand bien de tous) 以外にはありえない。

(第四条で社会は自由な契約の作品であること、第五条で人は自己の人格の唯一の所有者で、これを他人に譲渡



しえないことを述べた後に)

第六条 すべての人は、自己の個人的能力の行使において自由たるべきである。但し、他人の権利を害すること  
を差し控えることを条件とする。(前出シエースの最初の草案第四条にほぼ同じ。以下全くまたはほぼ同文のものはそのことのみを指摘し、訳文を省く。)

(第七条ないし第一七条は前出草案の第九条ないし第一五条とほぼ同じ。)

第十八条 すべての市民は、自己の生命、名誉および所有に対する平等の権利を有するから、如何なる防禦の手段も、他の人を除外して或る人にだけ与えられてはならない。

(第一九ないし二二条は前出草案第一六ないし一八条に同じ。前出草案の第一九条は本案の第二四条の但書となる。第二二および二三条は前出草案第二〇および二一条に同じ。第二四条は前出草案第二二条に、前出草案第一九条を但書の形で付け加えたものである。)

第二五条 すべての市民は、自己の身体に対しても自己の(所持する)物に対しても、最も公平な、最も正確な、そして最も迅速な裁判を受ける権利を有する。(これは前出草案第二三条に *la plus impartiale, la plus exacte et* を付け加えたものである。)

(第二六条ないし第二八条は前出草案第二四条ないし第二六条に同じ。第二九条は前出草案第二八条に同じ。)

第三〇条 法律の形成に対し、或る市民が他の市民に優る影響力を持つことを要求してはならない。

(第三一条と第三二条とは前出草案第二九条と第三〇条とに同じ。第三三条は前出草案第三一条から、王の人格の神聖不可侵性を除き、字句を補ったもの。第三四条は市町村税等が市民またはその代表者の同意なしには課せら

れないこと、第三五条は国税が国民の代表者の賛成投票によらねば課されないこと（前出草案第二七条にほぼ同じ）、第三六条はそれらの賛成投票や同意が公的 necessary のためにのみなされるべきこと、第三七条は厳密に必要不可欠な公的役職のみが設置されるべきこと、第三八条は出生の如何等により公職から市民を排除することの禁止と公務には最有能者を当てるべきこと、第三九条は全公務には俸給が伴うから、国庫からの年金は報酬ないし慈善給付としてしか支出されえないこと、第四〇条で金銭による報賞は、老弱で貧困な者が公事のため卓抜なまたは極めて長期間の奉仕をしたことを条件として与えられること、第四一条で公的慈善は真に生活無能力な者に生活必需品を供給するためにのみ認められ、その無能力が終れば直ちにやめられるべきこと、第四二条で前出草案第三二条と同文で人民の憲法再検討および改正権、を定める。）



一七八九年八月一二日ケルシイの六つの大法官裁判管区（セ）の代議員ゲージュリカルトゥー（Gouges-Cartou, député des six sénéchaussées du Quercy. ▲訳註▽モワサクおよびロゼルトの卸し商人（negociant à Moissac et à Lauzerte））。第三身分の代議員。なお、baillieと sénéchaussée とを訳語上区別するため、大法官裁判管区の次に（バ）又は（セ）を付す。）によって国民議會に提出された

#### 権利の宣言 (Déclaration de droits)

の草案

（この草案は、人權を、人の権利、市民の権利、社会の権利に分類し、この順序で、極めて緊密かつ整然たる理論体系の下に記述している。条文数も七一ヶ条に及び、これまでの諸草案中最大最詳密である。その理由は第一に、各条間の論理的結びつきを緊密ならしめるために、従来の同軌の条項間に両者の論理的結合を媒介することのみを目的とする条項を挿入していること、第二に、これまでの諸草案の諸条項をしばしばそのままの文言で網羅し一大集大成の觀をなしていること、に在る。その結果、箇条書の体裁を採っているものの読んでみるとさながら一箇の學術論文を読む思いがする。その意味で卓抜した作品であるだけでなく、根本理念を、自然權思想、社会契約論および一般意思論の組み合わせにより、これまでの諸草案に見られなかった緊密な論理体系の下に統一して示した点でも、人權宣言の完成に向つての重要なワンステップを印したものと云いうる。しかしこの点は、第三部の第一章で改めて論ずることとし、以下においては、刑事人權保障と直接関係ある条文のみを取り出して訳記するが、この

領域においては、従来の草案に見られなかった具体的な保障の種々の形態、特に刑事手続の場面におけるそれらが提示されている点で、注目に値する。

なお、後に訳出するドウ・ボワランドゥリ草案の刑事保障規定は、内容的に見ると、この草案のそれを一層発展させ詳細化・具体化させたものと見ることができ、さらにボワランドゥリ草案のそれを体系化して一七九一年の刑事訴訟法典が創られたと見ることができるので（後掲ボワランドゥリ草案解説参照）、これら二法案一法典の背景には、一つの共通の意思、つまりデュポール（Dupont）<sup>（注8）</sup>を理論的指導者とする革命派中枢の意思が働いているようにも見える。グージュカルトゥーは商人で、経済通である所から、後一七八九年九月一五日に、食糧委員会のメンバーとして「食糧に関する覚え書き（Mémoire sur les subsistances）」を国民議会に提出したこと、この人權宣言草案を提出したことを除けば、全く発言をしない純然たる票数議員にとどまっていた人であり、法律特に刑事手続法に造詣が深かったとも思われないから、果して、彼ひとりでかくも確かな刑事人權保障規定を創造しえたかは疑問であり、革命派中枢の理論的影響を否認しがたい。しかし他面、前文と執行権に関する規定には王権擁護の王政派的論調が強く表われており、全体としては、前文で彼自ら、主としてアメリカの諸憲法とシエース、ムーニエおよび第六部会の草案の抜粋を利用したと述べている通り、中間派折衷主義の作品と解するのが妥当であろう。

第一三条 その行使が禁止されている所のすべての権利は、明白に言表される。なぜなら、各市民が自己にとどまっている権利の如何なるかはつきり知りうる事が、正義であるから。この言表は法律と呼ばれる。それ故法律は許容するために作られるのではなく、禁止するために作られるのである。

第四条　そこから次のことが帰結する。法律によつて禁止されないことのすべてが許容される。かつ何びとも、法律が命じないことをなすように強制されえない。

第十九条　すべての市民は平等であるから、何びとも他の人に法律を押しつけることはできない。法律は一般意思の表現でしかありえない。それ故万人は、法律を尊重してこれに服従すべきである。

第二〇条　それ故に、法律の名において呼出されまたは捕えられる市民はすべて、抵抗すれば犯罪を犯したとされる。

第二一条　万人は法律の眼に平等であるべきであるから、自己の人格 (*leus personae*) のためにも財産のためにも、最も公平、正確かつ迅速な裁判を受ける平等の権利を有する。そして万人はその権利を無償で獲得すべきである。

第四一条　裁判官は、如何なる場合においても、自己の私的意を以て一般意思に置き代えてはならない。完全な公平さが裁判官の性格たるべきである。裁判官は専ら法律の機関 (*l'organe*) たるべきである。

第四二条　それ故、事実を確認すべきは裁判官ではない。この配慮は、法律によりあらかじめ作成される名簿の中から当事者により自由選ばれる陪審員に、留保さるべきである。

第四三条　法律はあらゆる種類の恣意を避けるべきであるから、如何なる市民も如何なる犯罪についてであろうと、その犯罪(であること)が彼(の行為)に対して完全かつ明白に、実質的かつ形式的に言表されない限り、その犯罪について答える(＝責任を負う)ことを義務づけられえない。そして如何なる市民も、自己自身を弾劾することまたは自己自身に不利な証拠を提供することを、強制されえない。逆にすべての市民は、自己に有利でありう

る証拠を提出し、証人と面と向つて対質させてもらい、かつ彼の防禦に当り自己自身によりまたは自己の選ぶ弁護人により十分に聴問してもらう権利を有する。

第四四条 市民が法律によつて予見（規定）された場合以外の場合に捕えられおよび収監されたならば、その市民には賠償金が与えらるべきであり、法律はあらかじめその金額を定めておくべきである。

第四五条 法律は市民に平等に義務を課すべきであるから、法律は犯罪者を平等に処罰すべきである。しかしながら何びとも、法律によつてしか、かつその人の同僚の裁判によつてしか、追放されまたは、生命、自由もしくは自己の財産を奪われえないであらう。

第四六条 刑事訴追においては、事実が起つた地の近くで事実を検証することが、市民の生命、自由および所有の安全のために最大の重要性を持っている。それ故に、法律の執行者 (*les ministres de lois*) は、裁判を受ける人の十分手の届く場所に居ることはできないことにならう。

第七〇条 法律は秘密の犯罪に及びえないから、宗教と道徳とが法律（の及ばぬ所）を補充すべきである。

第七一条 そしてそれにもかかわらず、社会の如何なる構成員も、如何なる口実の下にでも、自己の宗教上の意見のために不安な思いをさせられえない。その人が法律に従つており、かつ公的祭式を妨害していない以上、その人が市民のすべての権利を享受することをいささかも停めてはならない。



一七八九年八月二日国民議会の第六部会 (Le sixième bureau) で審議された

人および市民の権利の宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)

の草案

(国民議会は七月二日以降三〇の部会を持ち全議員がいずれかの部会に所属することになっていた。八月四日に組み替えられた新第六部会の議長は、ポルドーの大司教で、同日彼を国璽尚書に任命する旨の王の手紙とノートが議会で読み上げられたばかりのシャンピオン・ドゥ・シセ (Champion de Cice)、書記はサン＝マルタン・ドゥ・ノワイヨンの神父ジベール (Gibert) であって、本草案に宗教的自由に関する規定が三ヶ条もあるのは、その影響と思われる。この草案は、一七八九年八月一九日朝の本会議において、それまでに提出された人権宣言の多数の草案の中でどの草案を最終的な逐条審議の最初の対象とするかの票決において、最多票 (六二〇票) を得 (次点はシエースの草案で二四〇票、次いでラファイエット草案四五票)、その結果翌八月二〇日以降の最終逐条審議は、まずこの草案の各条をめぐって開始され、必要ならその条文と関連する他の草案の条文およびその都度新提案の条文を審議する、という形で行われた。思うに、この草案が多数の支持を得た原因は《もちろん事前にクラブや部会で投票を一致させるための努力がなされたのであろうが》、それまでに提出された諸草案の要点を一通り拾い集め一応筋を通して手短かにまとめた点と、その反面具体性に乏しい欠陥があるけれども、その抽象性が却って、審議の過程で一層具体的な規定案をどしどし提出する可能性を代議員らに与えてくれた点とに在る、と考えられる。《事実その欠

陥は逐条審議の過程で各種の別提案によって補われて行く。) かように、人権宣言の最終原案とされた点においても、それまでに提出された諸草案の考え方の大体を知るためにも、かなり重要かつ有益な草案であるから、最初に提出されたラファイエット草案とこの草案とのみは、全文を訳出することにした。なおこの全訳文が、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(三)」北大法学論集一八卷三三七—三七三頁に在るので参照されたい。(

国家の憲法を刷新する目的で、ならびに諸権利および立法権と行政権との行使と諸制限とを定める目的で、国民議会に招集されて議席を占めているフランス人民の代表者たちは、社会秩序およびすべての善き憲法は不変の諸原理を基礎とすべきこと、人は自由なるものとして生まれて自己の諸自然権を共通の力の保護の下に置くための一の政治的社会的制度の下に身を置いているのだということを考慮して、宇宙の至高の立法者の御前において厳かに人および市民の諸権利を確認し見分けようと欲して (*voulant consacrer et reconnaître*)、これらの諸権利が本質的に以下の諸真理の上に打ち建てられていることを宣言する。

第一条 各人は自然から、自己の保存に配慮する権利と幸福でありたいという欲望とを、授けられている。

第二条 自己の保存を確保しかつ福利 (*le bien être*) を手に入れるために、各人は自然から或る諸能力 (*des facultés*) を授けられており、これらの能力の十分かつ完全な行使の中にこそ自由が存するのである。

第三条 これらの能力の使用から、所有権 (*le droit de propriété*) が出て来る。

第四条 各人は、自己の自由と自己の財産 (所有) とに対する平等な権利を有する。

第五条 しかし各人は、自己の諸権利を用いるために、自然から同じ諸手段を受け取っているわけではない。そ



こから、人相互間の不平等が生れる。それ故不平等は自然自身の中に在る。

第六条 社会は、諸手段の不平等の真只中で、諸権利の平等を維持する必要によって形造られたものである。

第七条 社会状態 (l'état de société) の中で各人は、自己の能力の自由かつ正当な (légitime) 行使を獲得するために、自己の同類 (ses semblables) の中に (も) その行使を認め、その行使を尊重し、かつその行使を容易にしてやるべきである。

第八条 必要不可欠なこの相互性の結果として、結合された人相互間に、諸権利と諸義務との二重の関係が生ずる。

第九条 およそ社会の目的 (le but) はこの二重の関係を維持することである。そこから法律の制定が生じる。

第一〇条 法律の課題 (l'objet) は、それ故、すべての権利を保障すること、およびすべての義務の遵守を確保することである。

第一一条 すべての市民の第一の義務は、自己の手腕 (capacité) と自己の才能 (talent) とに応じて、社会に奉仕することであるから、すべての市民は、すべての公職に就くことを求められる権利 (le droit d'être appelé à tout emploi public) を有する。

第十二条 法律は一般意思の表現であるから、すべての市民は、法律の形成に直接協力したのでなければならぬ (doit avoir coopéré)。

第十三条 法律は、万人にとって同じであるべきである。そして如何なる政治的權威も (aucune autorité politique)、法律の名において指図する限りにおいてしか、市民を服従させえない (n'est obligatoire pour le

citoyen, qu'autant qu'elle commande au nom de la loi.)

第十四条 如何なる市民も、法律によつてしか、法律が定めている形式を以てしか、そして法律が予見している場合においてしか、弾劾されることも、自己の所有の使用において妨げられることも、自己の自由の使用において邪魔されることも、できない。

第十五条 法律が処罰するときには、刑（の重さ）は常に、序列（rang）、身分（état）または財産（fortune）による如何なる特別扱いもなく、犯罪（の重大さ）と釣り合っているべきである。

第十六条 法律は秘密の犯罪に干渉す（atteindre）べきではないから、宗教と道徳とが法律（の空白）を補充すべきである。それ故、宗教と道徳とが共に尊重されることは、社会の善き秩序そのもののために、不可欠で（essentiel）ある。

第十七条 宗教の維持は公的祭式（le culte public）を要請する。公的祭式に対する尊敬は、それ故省くことができない（est……indispensable）。

第十八条 定められた祭式を妨害しない市民はすべて、（如何なる信仰を持つとも迫害を受ける）不安に脅やかされてはならない。

第十九条 思想の自由な伝達は市民の一権利であるから、他人の諸権利を害する限りにおいてしか、制限されてはならない。

第二〇条 人および市民の諸権利の保障は、一の公的実力（une force publique）を必要とする（nécessite）。この力はそれ故に、万人の利益のために組織されるのであって、この力を委託された人々の特殊な功用のために組織

されるものではない。

第二一条 公的実力の維持費その他の統治の費用に当てるため、共通の分担金 (une contribution commune) は省くことができない。そしてその分担金の割り当ては、全市民間で厳格に比例的 (proportionnelle) たるべきである。

第二二条 公的分担金 (租税) は各市民の財産から切り取られた一部分であるから、各市民は、その分担金の必要性を確かめ、その分担金に自由に同意し、その分担金の使用に注意を傾け、かつその分担金の分担額、根拠、取立ておよび期間を定める権利を有する。

第二三条 社会は、あらゆる公的機関の職員 (tout agent public) に対し、その財産管理 (son administration) について会計報告 (compte) を求める権利を有する。(demander compte à tout agent public de son administration) という語は、本草案では元々は第二二条との関連で、単に「公的機関に租税の使用について会計報告を要求する」という狭く限定された意味の語として提案されたにすぎないが、文言の解釈次第では、次に訳出する第二四条の方と結びつけて「全公的機関に行政全般について報告を要求する」という広い一般的な意味にもとられる可能性があるとして、一七八九年八月二六日の本会議で、ペリス・デュリュック (Périsse-du-Luc) 又は Périsse-Duluc、書籍商人。リヨン Lyon の大法官裁判管区 (セ) の第三身分の代議員。) から、そう誤解されぬための修正案が提出された所、それが却つて重大な問題を生ぜしめ、ラメット (Le chevalier de Lameth, Alexandre (comte) de ; 三頭の一人、略伝は後注 Dupont の項参照) がこれを第二四条と合体させて「諸公権力が区別されかつ分離されていなければ、そして行政機関の職員が自己の行為 (administration) について責任を負わなければ、如何なる人民も自由を享受することはで

きない。」という条文を提案して、「行政全般について責任を問う」という意味に拡張したことから話が混乱し、ブーシュ (Bouche、高等法院の弁護士。エクス・ア・ix の大法官裁判管区 (セ) の第三身分の代議員。様々な問題に活発に発言。) はさような拡張に反対して第二二条と第二三条とを合体した条文を提案するが、あれこれと議論がどうどうめぐりした挙句に、結局草案第二三条の文言通りに人権宣言第一五条が満場一致で採択された。しかしその過程で、文言の解釈が、拡張された意味の方に変わったのか、それとも元々の意味通りに落着いたのかは、議事録を読んだ限りでは一向にはつきりしない。もつとも、問題提起者ラメット自身は採決の直後に、agent の中には王の人格が含まれ、従つてこの条文は王の責任を問うるという意味に解釈されうる旨を注意しているので、拡張された意味に変わったと思ひこんでいたようだが、この発言は言い放しに終り、引続き草案第二四条の審議に入っているから、他の議員たちがどう解釈していたのかはわからない。従つて、採択された人権宣言第一五条の邦訳では、一体どちらに訳すべきかの問題を生じる。ラメットの最後の発言に異論が出なかつたのは、他の議員の多くが拡張された意味を容認したため、又は容認した上で王の責任にまで触れるのはヤバイと思つたため、と一応考えられるが、逆に容認しなかつたので発言を黙殺したと認められない。これに対して、草案の元々の意味は狭義であることがはつきりしているので、本訳はこの狭義に訳した。因みに、岩波文庫の高木八尺ら編「人権宣言集」一三三頁の、一七八九年人権宣言第一五条は、広義の解釈を採っている。第六部会草案の深瀬訳では、この条文を広義に訳しているが、これは恐らく、確定した人権宣言第一五条とこの条とが文言 (La société a le droit de demander compte à tout agent public de son administration.) を同じくする所から、右の第一五条訳文を踏襲したものであろう。そのためか、右の第一五条訳文が、正しくは「社会は、すべての公の職員に彼の (—その職員の) 行政について報告を求める権

利を有する。」と訳すべき所を、「社会はその（『社会の』）行政のすべての公の職員に報告を求める権利を有する。」と誤訳している所も、そのまま踏襲している。de son administration を tout agent public に結びつけて理解しえぬことは、son が遠く離れた主語 la société を受けることの無理および文意の通じがたきことから明らかであり、この条文を審議した代議員たちも確かにそのようには理解せず、拙訳の如く de son administration を demander compte の方に結びつけて理解していた証拠に、先述のペリスドリュリユックが提案した、第六部会案第二三条を第二二条と合体させることによって第二三条が狭義の文意なることを明らかにしようとした修正案では La société a le droit de…… et de demander à tout agent public compte de son administration. という風に、compte の位置を原案より後に下げて de son administration の直前に置いている。（これでは絶対に岩波訳のような意味にはならない。）

第二四条 その中で諸権利の保障が確保されておらず、かつ諸権力の分離が定められていない所の社会はいずれも、真の憲法を有しない（社会である）。



一七八九年八月一七日の、諸憲法草案を一つの草案に融合する任務を負わされた五人の構成員の委員  
会（五人委員会 *le comité de cinq membres chargé de fondre en un seul les projets constitutionnels*）の

社会における人の権利の宣言（*Déclaration des droits de l'homme en société*）の  
の草案

（この委員会の五名のメンバーはデムーニエ（*Desmouliers*、文筆家、国王検閲官 *censeur royal*。パリ市の第三身分の代議員。球戯場の誓に署名）、ラングル司教ラ・リュゼルヌ（*La Luzerne, évêque de Langres, comte duc, bailli de Douvres*）、フランス *pair de France* 等の頭位を占める大貴族。ラングルの大法官裁判管区（バ）の聖職者の代議員。かなり活発に右寄りの発言をした。後辞任してギユイヤルダン *Guyardin* がこれに代る。）、トゥロンシエ（*Tronchet*）、ミラボー伯爵（*le comte de Mirabeau*）<sup>(注7)</sup> およびレドン（*Rhodon, Riom Rom* の大法官裁判管区（セ）の第三身分の代議員。）であつて、一七八九年八月一三日の本会議で多数票を獲得して任命され、その作成した人權宣言草案は、八月一七日の本会議においてミラボーによつて読み上げられた。ラングル司教は前に宣言に反対しており、委員会内で意見の対立があつたのをミラボーの主導下に辛うじてまとめたものようである。議会議決でも反対が多く、一九日に殆ど満場一致で否決された。しかし、八月二二日の本会議で採択された人權宣言の前文は、前掲第六部会草案の前文に拠らず、この五人委員会草案の前文にデムーニエが審議の内容を加味して若干の修正を施したものである。それ故、ここではその前文と、刑事人權保障に関する条項とを全訳する。なおこの全訳文が、深瀬忠一「一七八九年人權宣言研究序説(三)」北大法学論

集一八卷三号六七〇頁に在るので参照されたい。

国民議會として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の諸權利の無知、忘却または輕視が公衆の不幸と統治の腐敗との唯一の原因であることを考慮して、嚴かな宣言の中で人の不可譲かつ神聖な自然權を再建することを決意した。それは、この宣言が、恒久的に社会体の全構成員の眼前に在って、彼らに絶えず彼らの諸權利と彼らの諸義務とを想い出させんがためであり、立法權および執行權の諸行為が、絶えず全統治制度の目的と比較されうることによつて、一層尊敬されんがためであり、市民たちの諸要求が、今後簡單で異議をさしはさむ余地のない諸原理の上に基礎を置いて、常に憲法の維持と万人の幸福とに向わんがためである。

従つて、国民議會は以下の諸条を確認しかつ宣言する。

(1°で人は生まれながらに平等かつ自由で、その能力の使用權に差別がなく、この權利はその使用により自己の同類に損害を与えることなからんとする自己の良心以外に制限を持たないこと、2°で政治体は、各個人の人格と能力とを一般意思の指揮下に置く社会契約から、その存在と構成要素としての各個人とを受け取ること、3°で國民が服従する權力はすべて國民自身に由来し、およそ政治的結合は憲法すなわちその統治形式、つまり統治を構成する諸權力の分配と各限界とを制定・変更する不可讓の權利を有すること、4°で万人の共通福祉がすべての政治団体の原理・目的であつて、國民自身または憲法の定める形式で構成され活動する國民の代表者が同意した法律以外に法律を認めてはならないこと、5°で法律は一般意思の表現だから、その目的は一般的で、常に全市民の自由・財産・市民的平等を確保することを目指すべきこと、を定めた後に)

6° 市民の自由は、法律にしか従わないこと、法律によって設置された權威にしか服従することを義務づけられないこと、処罰の恐れなしに、法律によって禁止されていない自己の能力のあらゆる使用をなしうること、そしてそれ故に圧制に対して抵抗すること、に存する。

7° それ故、市民は、その身体において自由であつて、法律によって設置された裁判所の面前にしか弾劾されえず、犯罪の補償または処罰を確保するためにそれらの警戒措置が必要である場合にしか、そして法律によって定められた形式に従つてしか、捕えられ、拘禁され、囚監されえない。すなわち、市民は公開で訴追され、公開で対質せしめられ、公開で裁判さるべきである。市民には、弾劾に先立つて法律により定められた刑しか科されえず、それらの刑は、常に犯罪の性質に応じて段階づけられ、その結果 (et enim) 全市民に対して平等であるべきである。

8° それ故、市民は、自己の思考 (ses pensées) において、そして自己の思考の表明 (leur manifestation) においてさえ、自由であつて、自己の思考を、他人の諸権利に打撃を与えないことの明示の留保の下に、語ることによる書くことにより印刷により流布する権利を有する。特に手紙は不可侵 (sacrees) たるべきである。

(以下9°で法律により指定された場合を除き市民には旅行・移転・出国の自由があること、10°で公事を相談し官吏に訓令を発し、弊害の矯正を求めるとの集会の自由があること、11°で物を獲得し所持し作り通商し自己の能力と勤労とを用い、かつ自己の所有を欲するままに処理する権利があること、12°で何びとも誰に対してであれ自己の財産の譲渡を強制されえず、社会は公共の用に供するため同価値の補償の下にのみ所有の犠牲を求めうるだけであること、13°で市民は自己の財産に比例した貢租をなすべきこと、14°で租税は、労働や勤労を萎縮させ、貪欲を刺激し風俗を腐敗させ人民から生活手段を奪うものであつてはならないこと、15°で租税徴収の適正化のための諸方策、



16°で公費の節約のための官吏の俸給や報酬の抑制、17°で市民的平等は所有や位階の平等ではなく、法律に服従する義務と法律に保護される権利の平等であること、18°でそれ故全市民が、その才能・能力に応じて、すべての市民的・宗教的・軍事的公職に平等に就きうること、19°で軍隊は立法により設置され数を定められ、国家の防衛を使命とし、常に市民的権力に従属すべきこと、を定める。

一七八九年八月二日ドウ・ボワランドゥリ (de Boislandry) によって提案された

権利の宣言の中に入れるための諸条 (Articles pour entrer dans la déclaration des droits)

(第六部会の草案を第一原案とする人権宣言の本会議における最終逐条審議は八月二〇日に始まり、翌二一日まで前文と第一条ないし第一三条とが一気に審議され終った。ここまでは理念的規定であって既に基本的な合意が成立しており、審議は専ら字句の選択にのみ関わるものであったから、超スピードで進んだのである。明日からはいよいよ人権宣言の具体的実際の規定の審議に入ることになるが、その冒頭に草案第一四条および第一五条の刑事人権保障規定が来る。「さあ、いよいよ腰を据えてかからねば。」と全議員が思ったであろうその時に、正に絶好のタイミングで提案され、国民議会の命令によって印刷配布されたのが、この諸条項である。明らかにこの日を狙って多数の同志があらかじめ討議してこの案を作り、配布の準備をし、そして以後の逐条審議において同志が結束し

てこの案の基本線に従って発言し、採択させることを期した、いわば一種の作戦書である。のみならずその中には、単に人權宣言向けの規定や憲法の基本原理だけでなく、一七九一年の刑法典・刑事訴訟法典の基本構想となるはずのものが既に明確にかつ具体的に示されている点から見て、この作戦書は同時に、国民議会の立法作業の主導権を握り始めたデュポール、ラメット、バルナーヴの三人同盟（三頭）を中心とする派閥、三十人会、ブルトン・クラブ、そして後にジャコバン・クラブすなわち「憲法の友」という名で知られるに至る政治集団の、長期にわたる基本的戦略目標を示した重要文書でもある。

ポワランドウリ（ヴェルサイユの卸し商人。パリ城外（Paris-hors-les-murs）＝パリ伯・国王奉行裁判管区 la prévôté et vicomte de Paris）の第三身分の代議員。は、球戯場の誓いに署名した、三部会当初からの改革賛同者であるが、本草案提出のほか議會では行政区分・穀物・公債・地租・牧場権につき報告・提案を、貿易・通商・入市税・租税裁判所・立法体の組織につき発言を各一、二回していることと経歴とから見て、（列伝末尾の注2）経済・財政が得手で法律は畑が違い、かくの如く詳細精密体系的な法案を主体的に作る能力があったとは考えにくい。さらに内容の点でも、第五一条で人民に、代表者を通せず自ら法律を作る権利、第七三条で立法権と司法権とに対して勧告・請願をなす権利、第七四条でその三分の二の建白により憲法を改正するための臨時国民議會を召集せしめる権利を認めているのは、デュポールの持論と一致すること（Projet d'une déclaration des droits et des principes fondamentaux du gouvernement, 1789, cité par Michon, Essai sur l'histoire du Parti Feuillant, Adrien Dupont (1789-1792), p. 101 et suiv. 杉原泰雄「国民主権の研究」《岩波書店、昭和四六年》「二二五—二二六頁による。）、第三八条で民事手続にも陪審制を採用すべき旨を定めているのは、国民議會で後にデュポールが強く主張し提案したが結局否決された所のものであることなどは、この草案にデュ

ボールの意向が強く働いていることをうかがわせる。

果せるかな、翌二二日の本会議で第六部会原案第一四条が審議の俎上に上るや、デュポールは突如、近代刑事法の二大基本原理たる罪刑法定主義と被告人の無罪推定とを含む人権宣言の第八條および第九條となる条文案を提出し、これが予定通り同志の強い支持を受けて若干の辞句訂正の上採択されるのであるが（この議事要旨はすぐ次に訳出）、これらの原理は、従来の諸草案の諸条項から、その基本理念ないし要点を手際よく抽出してコンパクトにまとめたものには違いないが、文言自身は従来の諸草案に必ずしも明確な形で含まれていたとは言いがたく、第六部会原案では殊に不明確である。そのかなり明確で、人権宣言第八、第九條よりも一層具体的な表現は、初めて、このボワランドゥリ案に現われるのである（第二〇條、第二一條、第二三條、第二四條、第二五條前半、第二八條後段、第三四條、第三五條、など）。デュポールの提案は、これを要領よく簡明にまとめたものである。

又、近代民法の基本原理たる人権宣言第一七條の所有権不可侵も、ボワランドゥリ案第三九條に「あらゆる所有は不可侵である（*Toute propriété est inviolable*）」という極めて簡潔な文言で現われ、八月二七日の本会議で、第一原案の最終第二四條（成文の第一六條）まですべての逐条審議が終了し、大多数議員が憲法の審議に入ること求めた段階で、所有権に関する一箇條を付け加えるまでは人権宣言の審議を終えるべきでないとの他の議員たちの要求に乗って、やはり突如デュポールによって提案され、アツという間に可決されたものである。明らかに彼らの予定の作戦行動だったのである。さらに、人権宣言の第六部会案第二三條の解説中で説明したように、その条文の審議の際、ブルトン・クラブの行動隊長ラメットが、元々は公務員の社会に対する会計報告義務を定めたにすぎなかった原条文を、「行政職員はその職務全般に関し社会に報告する義務があり、従って社会に対して責任を負っ

ている」という意味に解する議論をくりひろげ、案文を提出したことにより、議事を紛糾させたのも、デュポールの持論でボワランドゥリー案第五七条に「国王の大臣および国王の權威のすべての手先は、彼らの行為につき国民または国民の代表者に対して責任を負う。」とある趣旨を、何とかして盛り込もうとして、頑張ったものと解せられる。

これらの経緯から見ても、ボワランドゥリー案の持つ極めて重大な意義を知ることができる。それ故、刑事法学研究者以外の研究者のためにもできれば案文全体を訳出しておきたいのは山々であるが、本稿の課題から外れすぎる上他学者の専門を冒すとのそしりもあるうから、ここでは例によつて、刑事人權保障に直接関わる規定案のみを全訳し、他規定案の要旨をできるだけ詳細に記すにとどめる。）

### § 1.

（第一条で人が本来自由かつ平等なること、第二条で自由、所有、名譽、安全および生命の神聖不可侵性、第三条で自由、所有、法律の保障、安全を万人が平等に与えられるべきこと、第四条で他人を害さないことを自由になしうる権利、第五条ですべての人の人權の平等、時効にかからぬこと、不可侵性、第六条で自由な国フランスには農奴や奴隸は存在しえぬこと、第七条で力、富、知識、機略、性向、才能において平等でないすべての人を、法律は無差別に同じ仕方で保護すべきこと、第八条で生活能力なき市民はすべて公的救済を受ける権利を有すること、を述べた後に）

第九条 すべての市民は、社会がその全構成員に獲させる諸利益にあずかる権利を有する。市民が他人の諸権利

に攻撃を加えたときには、法律だけがその市民からそれらの利益を奪うことができる。

(次いで第一〇条で居住・移転・出入国の自由、第一一条で才能・労働・資本を使用する自由、職業選択・製造売買の自由、第一二条でフランス全土にわたる産物・商品の流通の自由、第一三条で職業無貴賤、第一四条で排他特権の全廃、同職組合の代表および親方は排他特権なること、第一五条で思考・感情・意見の自由、第一六条で他人の安寧と公序とを擾さぬことを条件に信仰・祭式の自由、第一七条で「出版の自由は公的自由の最強固な支えである」こと、第一八条で他人の権利を侵害しないという条件下思考・感情の伝達、印刷、販売、郵送その他の方法による流布の自由と、手紙は特に神聖で、決して開かれず送付を遮断されてはならぬこと、を定めた後に)

第一九条 如何なる市民も、法律により定められた形式に従つてでなければ、捕えられることも、裁判されることも、有罪とされることも、財産を差押えられることも、あつてはならない。

第二〇条 如何なる法律も遡及効を持ちえない。それが制定された時以前の犯罪の処罰を命ずる(とすればその法律はすべて、不正で、圧制的で、かつ自由と相容れないであろう)。

第二一条 市民の自由、所有および安全を害する行為の外に犯罪は存在しない。そしてすべての犯罪は、法律によつて定めらるべきである。

第二二条 如何なる市民も、権限を有する裁判官によつて宣告された適法な命令によるのでなければ、捕えられない。

第二三条 恣意的にかつ適法な形式なしに、市民を捕えさせ、追放させまたは囚監させることを目的とするすべての内閣命令 (tout ordre ministeriel)、国王封印状は、永遠に廃止さるべきである。

第二四條 如何なる人、如何なる執行権の機関の職員、如何なる団体、如何なる人々の集団も (aucune collection d'hommes)、或る市民が犯罪について有罪と推定される時においてさえ、正式に公布された法律により、かつ法律が定めておいた形式に従つてでなければ、その市民の自由、所有、生命を侵害する権利を有しない。

第二五條 適法な命令によつて捕えられた人はすべて、(監獄以外の) 註この括弧内文章は原文である。そのための特別の場所に置かれるべきである。捕えられた人はその場所で注意深く監守されるが、しかし市民に払わるべきすべての敬意を以て処遇されるであらう。捕えられた人は、その拘禁から二四時間以内に尋問されるであらう。そして、一二名の同僚 (pairs) ないし陪審員の決定に基づいてしか、監獄 (prison) に送られることができないであらう。

第二六條 法律によつて命じられまたは許可される住居の探索、文書の検閲または差押以外の、すべての住居の探索、すべての文書の検閲または差押 (toute recherche domiciliaire, toute visite ou saisie de papiers) は、禁止されるべきである。

第二七條 極刑に当らない犯罪のかどで弾劾された、定まつた住所を持つ市民はすべて、一二名の同僚または陪審員の決定に基づき、裁判官によつて定められる十分な保証金を提供することによつて、釈放されるべきである。

第二八條 弾劾されかつ監獄に拘禁された市民はすべて、その拘禁に続く三ヶ月以内に判決されるべきである。この市民は、法律により、かつ常にこの市民がそのかどで弾劾された所の犯罪についてこの市民を有罪と意見表明する一二名の陪審員の決定に基づいて、固定された (|| 裁量の幅が無いように定められた *aura être fixée*) 刑罰以外の、如何なる刑罰にも処せられないであらう。

第二九条 刑事手続の調査 (les informations) と最初の審理 (la première instruction) とは、常に、犯罪が犯された場所でなされるべきである。

第三〇条 被告人 (un accusé) は、彼自身の陳述 (sa déclaration) に基づいても、彼の自分自身の犯行に対する証言 (son propre témoignage) に基づいても、判決されてはならない。

第三一条 すべての種類の拷問は禁止されるべきである。

第三二条 犯罪の審理と判決とは公開たるべきである。自然かつ適正な (naturels et légitimes) 防禦手段の自由な使用が、被告人に認めらるべきである。被告人は自ら選んだ弁護士に立会い援助を求めること (se faire assister d'avocats)、またはそのことを裁判官に請求することができる。

第三三条 重過ぎて法外な (excessives et exorbitantes) 罰金が科されてはならない。

第三四条 刑罰 (の重さ) は犯罪 (の重大さ) と釣り合っていないなければならない。刑罰は決して残虐であつてはならない。そして刑罰は市民の全階級に対して分け隔てなく同じ刑罰たるべきである。

第三五条 謀殺等……のみが死刑に処せらるべき犯罪である。謀殺者は恩赦 (de grâce) を与えられてはならない。

第三六条 有罪宣告を受けた者の財産の没収は、正義に反する。法律は単に、その者の財産の中から訴訟費用の支払を命じうるにすぎない。

第三七条 判決により無罪と宣告された被告人はすべて、彼の弾劾者により、または彼の弾劾者に支払能力なき場合には国家により、賠償されるべきである。そして弾劾がその被告人の自由の剝奪または停止を惹起した場合には、

賠償金はより高額たるべきである。

第三八条 すべての人は自己の同僚の判定に基づいて判決される権利を持つているから、事実または所有が争われてゐる事件の場合には (lorsqu'il s'agira de faits ou de propriétés contestés) 民事に関してさえ、陪審員による判決手続 (les jugemens par jurés) が設置されるべきである。

§ 2.

(第三九条で前記の通り「すべての所有は不可侵である」こと、第四〇条で市民の所有の極くわずかを奪うには市民自身またはその正当な代表者の同意が、全部または一部を犠牲に供せしめるには公共の利益がそれを要請することと失われる所有に釣り合う補償をあらかじめすることが、必要であること、第四一条で航行可能河川と幹線道路とは全市民にのみ属し個人には属さぬこと、第四二条で自己の所有地上で自己の所有にとつて有害な鳥獸を殺す所有者と耕作者との自由、第四三条で自己の所有・自由・生命を社会に守ってもらう代償として、市民のあらゆる所有・権利を保全する公的実力の維持のため、その能力に応じ、財産の序列・性質によつて區別されることなく、租税を収める社会構成員の義務、第四四条で租税支払の方法・形式の全市民同一性、第四五条で市民は、自己または自己の代表者が自由に同意を与えた租税以外の租税を収めてはならぬこと、を定める。)

§ 3.

(第四六条で主権の原理は国民に存し、如何なる団体・個人も明らかに国民から発する権力以外の権力を持たぬこと、第四七条でフランス国民はあまりにも多数すぎるので、主権を行使する権力を代表者に委託する権利を有すること、第四八条で代表者の任命は選挙によること、第四九条で選挙は自由であり、権力の委託は極く短期間に限



られ、「フランスに生まれまたは帰化した成年の、一定の住所を持ち国家の租税を収める人はすべて、彼の同市民の代表者として国民議会、プロヴァンス議会および市町村議会に他の市民を選出しまたは自ら選出される権利を有する」こと、第五〇条で憲法の制定・改正・改革権は国民または国民から明らかにその権力を委託された代表者の議会に属すること、第五一条で「フランス人は、国民またはその代表者によって作られた法律にしか従ってはならない」こと、第五二条で「法律は一般意思の帰結である」こと、第五三条で法律の制定・改廃・執行停止をする権力は国民によって定められる立法機関 (*la puissance législative*) により行使され、立法機関は毎年または憲法の定める時に集会する権利を有すること、第五四条で「立法権と執行権とが完全に区別されかつ分離されていることは、市民の幸福と公的自由の保全に必要な不可欠 (*essentiel*) である」こと、を定める。)

## § 4.

(第五五条で執行権が国王一人に集中することは国民に無益であり、この権力の限界は国民によって定められ、憲法によって規制されるべきであること、第五六条で国王の人格は神聖不可侵で法律の力はこれに及ばないが、国王は法律を執行させる権限を与えられた法律の機関 (*organe*) であつて、法律に反することは何一つ欲しえず命じえないこと、第五七条で先程の解説で触れたように「国王の大臣と国王の權威のすべての手先とは、その行為につき国民またはその代表者とに対して責任を負う」こと、を定める。)

## § 5.

第五八条 国民または国民の代表者は、司法権を規制すべきである。憲法は裁判所の審級 (*les degrés de juridictions*) を定め、裁判官の権限を定めかつその権限を制限すべきである。

第五九条 供託金を必要とする公職の売買そして特に司法官職の売買は、自由な統治と両立しえない。

第六〇条 裁判官の独立と善き選任とは、司法の公平な運営と市民の自由の保全とに必要不可欠である。

（以下第六一条で裁判官の地位は職務に忠実有能なる限り保障さるべく、裁判が無料であるため、立法機関は裁判官のために、合理的で十分な報酬を定むべきこと、第六二条で全階級の市民が、才能と能力以外の資格要件なしにすべての公私の職に就きうべきこと、第六三条で国王の職務以外は如何なる公職も世襲でなく、その執行者の所有たるべきでないこと、第六四条で「政府は一般福祉を目的とし、統治する者の利益のためでなく、統治される者の利益のために設置される」こと、を定める。）

#### § 6.

（第六五条で軍事力は国家防衛以外の目的を持つべからざること、第六六条で平和時には軍隊を必要最少限に縮小すべきであり、立法機関の同意なしに軍隊を作り維持すべからざること、第六七条で善く規制された国民軍こそ自由な統治の最も自然で強固な防衛力であること、第六八条で常に如何なる場合にも軍隊は市民の権力に従うべきこと、第六九条ですべての軍人兵士は軍務に関するすべての場合に、立法機関により制定または承認された特別の法律に従つて裁判さるべきが、軍紀律の要請たること、第七〇条で平時において兵士が市民の同意なしにその家に宿泊駐屯することの禁止と、戦時において戦士の市民宅居住を市民に義務づけるためには、市町村官吏に執行を委託された立法権によつて定められた方法と規則とによらなければならぬこと、を定める。）

#### § 7.

（第七一条で瀆職罪のかどで弾劾された全政府職員を立法権が裁判のためその面前に呼出しうる所の最高裁判

所、(主権者裁判所 un tribunal souverain) が、国民またはその代表者により設置されるべきこと、を定める。)。

ss.

(第七二条で国民の代表者は任期中最完全の安全と発言・著述の自由とを享受し、国民議會での発言につき當議會に対してのみ責任を負い、如何なる場合にもその發言のかどで執行機關からも如何なる裁判所からも脅やかされえないこと、第七三条ですべての市民は平穩に集會し、立法權と執行權とに対して勸告をなし請願を提出し、かつその事に専従する代表を指名する權利を有すること、第七四条で「憲法を變更し修正する權利は国民のみが持つてゐるから、立法機關に対する建白によつて通告される王国の三分の二の人々の請求に基づいて、特別に憲法の全文を吟味し経験または状況の変化がその改正を必要ならしめた所の条文を作りなおし変える任務を負う、臨時國民議會が召集されるであろうことが、定めらるべきである」ということ、を定める。)



- 一七八九年八月二二日土曜日朝の本會議の議事録中、人および市民の權利の宣言第七、八および九条の審議の要旨を録した部分の邦訳

宣言の(第六部会)草案の第一四条が審議に付される。それは次の言葉に表わされている。

「如何なる市民も、法律によつてしか、法律が定めている形式を以てしか、そして法律が予見している場合においてしか、弾劾されることも、自己の所有の使用において妨げられることも、自己の自由の使用において邪魔されることも、できない。」

タルジエ君 (M. Targe) <sup>(註)</sup> が以下の案を提出する。

「第一条 如何なる市民も、法律の名においてしか、ならびに定められた形式を以ておよび法律の正確な規定に従つてしか、弾劾され、捕えられ、拘禁され、処罰されえない。

第二条 自由に敵対する (contre la liberte) すべての恣意的な命令は、処罰されるべきである。その命令をうながし、発し、執行し、および執行させる者は、処罰されるべきである。」

ボネイ侯爵君 (M. le marquis de Bonnay. 〔訳注〕近衛隊 (les gardes du Roi) の sous-aide-major (未詳)。ニヴェルネ (Nivernais) およびドンジオー (Donzais) の大法官裁判管区 (バ) の貴族身分の補充代議員。) が、草案の複数条文の諸原則を一括する起草を提案する。彼はなかんづく、法律が決して遡及効を持ちえないことを権利の宣言の中で確立する必要性を、その論拠とする。そのことは、すべての公的自由がその上に安泰らう所の神聖な原理、あらゆる法典に先行すべき原理である、と彼は述べる。この原理は、法律が存在しない以上、法律が他日処罰することになるものは未だ犯罪ではない、ということ、すなわち、何一つとして諸権利の宣言から除外されてはならない、ということであり、これまで無罪とされていた行為を、後から作られてそれらの行為を犯罪と宣言する法律の名において、

処罰する可能性を、官憲から、そして専制から奪うこと以上に、必要不可欠な如何なる事が存在するか？（もちろん存在しない）ということである。

発言者は次の諸条文を提案する。

「第一条 如何なる法律も遡及効を持ちえない。しかし、法律が公布されるや否や、法律はすべての市民にとって義務的となるべきであり、そしてこの万人にとって平等な、共通の法律への服従の中にこそ、市民的平等が存するのである。

第二条 何びとも、法律により、かつ法律によって定められた形式に従ってしか、弾劾され、捕えられ、拘禁されえない。

第三条 何びとも、確立された祭式を混乱させぬ以上、自己の宗教上の意見に対して妨害を加えられ（être inquiet）えない。何びとも、自己の思考がその公表によって他人を害することがないときには、自己の思考に対して不自由な目に遭わされ（être gêné）えない。

デュポール君（M. Dupot）<sup>（注6）</sup>が次いで話す。彼は我々の刑事法の極めて興味深い或る部分に彼の考察を広げて、犯罪者に対して甘くかつ人間的な法律が帝国の栄光と国民の名誉とを作れることを、感じ取らせる。彼は、フランスには、犯罪者が未だその処罰を宣告されなるときにさえ、犯罪者を処罰する野蛮な慣行が存在すること、彼が二回バスチーユ（Bastille）の獄舎を見たこと、シャトゥレ（Le Chatelet）の監獄の獄舎を見たこと、そしてそれらの（シャトゥレの）獄舎は（バスチーユの獄舎の）千倍も恐ろしいものであること、しかしながら、真実には、犯罪者（の

身柄)を確保するためにとられる警戒措置 (les précautions) は刑罰の一部をなすものではないということ、を説明する。彼が以下の案を提案するのは、これらの観念によるのである。二つの原理がその案の基礎である、すなわち同一(種類の)犯罪に対する刑の平等、および犯罪者(の身柄)を確保する手段における穩かさ。

「第一条 法律は、厳格かつ明白に必要不可欠である所の刑罰以外の刑罰を、定めえない。そして犯罪者は、(犯行に)先立って制定されかつ適法に (légalment) 適用される法律によってしか、処罰されえない。

第二条 人はすべて、有罪判決を受けるまでは無罪であるから、人を捕えることが必要やむをえない (indispensable) と判断される場合であっても、その人の身柄を確保するために必要不可欠 (nécessaire) ではないような峻厳さはすべて、厳しく抑止さるべきである。

ドウ・ラリ＝トランドル君 (M. de Lally-Tollendal)<sup>(注9)</sup>。私は、デュポール君によって提案された二つの条文を、強く支持します。社会は、生きている者に死を与えるという恐るべき権利を認めてもらうことを必要とします。もしも司法的専制がその暴虐を行なっているような国があったとすれば、もしも不幸な階級対立が激情をかき立てるような国、或る人の死が他の或る人の虚栄心の悦びでありうるような国があったとすれば、もしもたった一人の人の専制によって不幸な被告人が汚辱にまみれさせられるような国があったとすれば、その国では裁判官たちを人間性と正義とへ呼びもどすことが必要ではないでしょうか。真実(を直視すること)に耐える術<sup>すべ</sup>をわきまえましょう。この国こそわれわれが住んでいる国であり、しかしまたわれわれが刷新する国でもあるのです。

マルチノー君 (M. Martineau. △訳注▽パリ市の第三身分の代議員。高等法院の弁護士)。私もまたこの動議に拍手喝采します。ただし私は、「弾劾され (accuse)」という語を除去することを、提案致します。なぜなら、弾劾するのは法律ではなくて、人のみでありますから。

私は、国王封印状に関する動議の部分を対象とするもう一つの修正を提案致します。すべての人は法律の下に置かれる (∥法律に服従させられる est soumis a la loi) と (法文に) 述べるだけで十分であつて、暴力 (la force) が長い間この原則に持ち込んでいた例外に今さら反対しようとして何らかの措置をとる (とすればその) ことは、かえてこの原則を弱めることになるだろうと、私は考えます。

別のメンバーは、恣意的命令につき大臣だけに責任を負わせて、下級官吏の責任を免除することを望む。マルチノー君の異議と提携するこの後の異議は、ミラボー伯爵 (M. le comte de Mirabeau) <sup>(注)</sup> によつて強く抗弁される。

ミラボー伯爵 <sup>(注)</sup>。もしも責任についての法律が、専制の下級職員すべての上に広げられないとしたならば、もしもこの法律がなかんづくわれわれの間に存在しないとしたならば、われわれ以上に奴隷向きに (pour l'esclavage) 作られた国民は、地上に存在しないことになるでしょうに。専制によつてわれわれ以上に侮辱され、われわれ以上に抑圧された国民は、存在しないことになるでしょうに。

一七〇五年まで、被拘禁者はすべて、その拘禁の時から二四時間以内に尋問さるべきであるという、有益な法律が存在していました。

一七〇五年に、この法律は廃止され、消滅させられました。一山 <sup>ひとやま</sup> の国王封印状が、一群の市民をパスチーユの獄

舎にほうり入れました。くり返して申し上げます。われわれの自由は、受任者 (les mandataires) の全階層組織の責任を要求します。すべての下役が責任を負っています。そして、もしも最初の総理大臣から最後の巡査（そまわり）に至るまで (depuis le premier vizir jusqu'au dernier sbire) （訳注）俗語ヴィジールとスピールとの語呂合わせ)、あまねく責任が確立されていないとするならば、あなた方は決して奴隷以外のものではないでしょうに。

シャトウレ公爵君 (M. le duc du Chatelet) （注10） が、イングランドで普通に使われている方式、令状 (le warrant) の方式を採用することを提案する。この命令は、それがその人に対して発せられる所の人に、国務大臣 (le secrétaire d'Etat) が約束する保障である。名高いウィスク事件 (l'affaire célèbre de Wisk) において、この保障の一事例が起った。令状に署名した国務大臣が、ウィスクに対して一〇万リーヴルを支払うことを命じられた (a été condamné envers lui en 100,000 livres)。

マルーエ君 (M. Malouet) （注11） が、シエース神父君 (M. l'abbé Sieyes) （注12） の権利の宣言の第一九条を付け加えることを提案する。

種々の意見の(たたかわされる)中で、議会は、デュポール、タルジェ両君の案が望ましいということを表明する。人々は両案が結合されることを求める。しかし両案を審議に置く前に、人々は修正を論ずる。

マルチノー君の最初の修正、

「タルジェ君の案から『弾劾され (accusé)』という語を除き、かくて『何びとも捕えられることも拘禁される



ことも……できないであろう』という文を残すこと。」

この修正は支援を受けたが、否決された。

マルチノー君の二番目の修正、

「恣意的命令に関するタルジェ君の後の条文を憲法に移送すること」

ド・グーイーダレイ君 (M. de Gouy-d'Aray. ≪訳注≫ le marquis de. 大法官 (grand bailli)。メラン (Melun) の大法官裁判管区 (バ) の貴族身分の補充代議員 (député suppléant) でサン・ドマング (サン・ドミンゴ Saint-Domingue) の代議員。球戯場の誓に署名。ムーニエらの穩健改革路線を支持)。私はこの移送を支持します。私が根拠とする所は次の二つの省察であります。第一の省察は、宣言は正確たるべきであること、そして国王封印状はそのことに如何なる関係も有しないこと、第二の省察は、こまごました説明 (les détails) はしばしば危険であること、であります。あなた方が、すべての下級官吏に責任があるか否かを検討するのは、憲法 (の審議) の時にです。大臣には疑いなく責任があります。何となれば、大臣は国王の命令を受ける唯一の者であり、かつ大臣はしばしば (国王の) 命令なしに国王封印状を執行させると推測されるからであります。専制のすべての手先 (les agents) が法律を知っていることとは不可能であります。そしてこの手先の各々が法律を論ずるとしたならば、決して何ごとも執行されないことになるでしょうに、すべては再び無政府状態に陥ることになるでしょうに。

ミラボー伯爵君<sup>(注7)</sup>。如何なる市民も法律によってしか捕えられえないということを載せている法律は至る所で知ら

れており、しかも国王封印状（の発付・執行）を妨げてはおりません。議會を分けている様々な意見は、人々が政治的教条と責任とを混同していることから流出しているのであります。社会の首長（le chef de la société）のみは別として、すべての社会的階層組織は責任を持つべきであります。人々が個人的かつ公的な自由を不動のものにしたいなら、この金言に署名しなければなりません。もしも責任が最初の大臣から最後の警察官に至るまで（Depuis le premier ministre jusqu'au dernier sbire 〔訳注〕同じ駄洒落を二度くり返してはならぬ。大雄弁家たる者の心得である。）あまねく広げられなかつたとすれば、責任は幻まぼろしとなるでしょうに。そのこと（責任があまねくひろげられていること）は、下役が、自分がその携行者である所の命令（の内容の当否）についての裁判官であることを、何ら前提としてはいません。下役もまた、この命令の形式（の適法性）を判定することができ、かつ判定すべきであります。そうすれば（ainsi）、憲兵隊の騎士（un cavalier de marcheaussee）は、文官（un officier civil）に伴われることなしに命令を携行することはできないであります。一言で言えば、公的実力は法律によって定められた形式に従うであります。今後は明瞭かつ正確な法律を持つことが必要となること以外に、このことには如何なる種類の不都合も存在しません。責任の説にさらに有利な論拠が、そこに在ります。

かつまた、われわれは、討議の過程でわれわれを憤慨させた諸原則に、いくらか感謝しなければなりません。それらの原則がひき起した顰縮は、我々に名誉を与えてくれます。そしてやがてその顰縮が、それらの原則の使徒たち、やる気を無くさせるであります。

デムーニエ君（M. Desmeuniers. 〔訳注〕前出五人委員会草案の解説参照。）が、令状のことについてシャトウレ公

爵君に反駁する。彼は言う、令状はイングランドで極めて盛んに常用されていたが、やがてその濫用が感じられるに至った。そして今日では、単なる令状一つに基づいて囚人をドゥーヴル(Douvres)〔訳注〕イングランドの呼び方ドゥアー(Dover)に連行しようと思う、如何なる公文書送達者も存在しないほどに、その濫用は制限されている。

討議は遂に打ち切られ、そして提案された修正は否決される。

エクス大司教、ドウ・ボフジュラン君 (M. de Boigelin, archeveque d'Aix) 〔訳注〕エクスの大法官裁判管区(セ)の聖職者の代議員。三身分合同会議に反対するが、八月四日夜の会議では熱弁をふるって封建的諸権利の廃止を要求。)の三番目の修正。国王封印状についての条文を廃止して、これを次の条文によって置き代える、

「法律によって予見されかつ法律によって定められた場合以外で、恣意的命令(の発付)をうながし、獲得しおよび執行する者は、処罰されるべきである。」

エクス大司教ドウ・ボフジュラン君は、長い間この修正の為に語る。しかしそれが、メンバーの極く少数にしか支持されないのを見て、発言者はその修正を撤回する。

マルーエ君の四番目の修正。デュポール君の動議に、次のように言い表わされたシエース神父君の権利の憲法(〔註〕constitution des droits) 〔訳注〕先掲七月二〇日と二一日のシエース草案の標題が前掲邦訳の通りであって、八月二二日のシエース草案の如く「権利の宣言」となっていないので、こう言い表わしたのであろう。)の第一九条を付け加えること。

「法律の名において呼出されまたは捕えられるすべての市民は、直ちに服従すべきである。その市民が抵抗すれば有罪とされる。」

この修正はメンバーの多くの支持を受けて、討議される。

ダントウレ君 (M. D'André)<sup>(注12)</sup> が、それこそ社会の権利であること、法律の執行されることが社会にとって重要であること、そして社会は法律を執行させる権利を有すること、を考察する。

デムーニエ君が、この修正を取り容れること、但シタルジェ君の条文の終りに、つまり第七条の終りに取り容れることを、提案する。

この考えは一般に拍手喝采を以て迎えられる。

二つの再修正が提案される。

「呼出され (appeler)」という語を除くという、最初の修正は、支持されない。

二番目の再修正は、「法律の名において (au nom de la loi)」を除いて、「法律によって (en vertu de la loi)」を置くこと、である。この区別は、最も神聖な法律を侵害しながら、自分は『法律の名において』行為すると絶えずくり返し言う所の、専制の手先たちにくつばみ衝をかけるために、必要不可欠と思われた。

その (二番目の) 修正が取り容れられる。そして、以下が、採用された通りの条文である。

「第七条 何びとも、法律によって定められた場合においてしか、そして法律が命じた形式に従ってしか、弾劾されることも、捕えられることも、拘禁されることもできない。恣意的な命令をうながし、発し、執行しまたは執行させる者は、処罰されるべきである。但し、法律によって呼出されまたは捕えられる市民はすべて、直ちに服従す

べきである。その市民が抵抗すれば有罪とされる。

第八条 法律は、厳格かつ明白に必要不可欠である所の刑罰しか定めてはならない。そして何びとも、犯罪に先立って制定されて公布されかつ適法に適用された法律によってしか、処罰されえない。

第九条 人はすべて、(判決によって) 有罪と宣告されるまでは無罪と推定されるから、その人を捕えることが必要やむをえない (indispensable) と判断される場合であっても、その人の身柄を確保するために必要不可欠でないような峻厳さはすべて、法律によって厳しく抑制されるべきである。」

討議は次いで、宗教上の意見の自由と公的祭式の尊重とに関する、第一六、一七および一八条に移る。



注記の形で書かれた、以上の諸草案の提出者および議事録中の発言者の列伝(略歴・

活動・エピソード)<sup>(注)</sup>

(注) 主要参考文献は第一本論(本誌前号) 八三頁に列挙したが、左記文献が脱落していたので以

下に示す。Mavidal et Laurent, Archives Parlementaires, 1<sup>re</sup> série 〇諸 tome G. Lenoire et A. Castelot,

Les grandes heures de la Révolution Française, 1968-69 上記の山本有幸編訳「物語フランス革命

史一〇三（白水社、一九八三年）、「桑原武夫編「フランス革命の研究（岩波書店、一九五九年）」の附録「人物略伝（六一三―六八一頁）」

なお、一部の者については、桑原武夫編「フランス革命の指導者（上）（下）（創元社、昭和三二年）」に詳細の伝記がある。

（注一）

Lafayette 又は La Fayette (Marie Joseph Paul Yves Roch Gilbert Motier, marquis de) 一七五七年 Auvergne の Chavaniac に生まれ、一八三四年パリに死す。二歳の時擲弾兵連隊の大佐の父が戦死し、母などの女手に育てられたが、武門の伝統を継がんとする意志が年と共に強くなり、一一歳でパリのデュプレシ学院に入ったが勉強嫌いの評判を獲たにすぎず、翌年母と祖父が死に年収一四万リーヴルの遺産を手に入れ、その翌年近衛騎兵隊に入隊、一七七一年近衛青騎士 (Mousquetaire noir)、一七七三年陸軍中尉 (lieutenant) となる。

一七七四年エーヤン公爵 (duc d'Ayen) の娘と結婚して宮廷にも出入するが廷臣としては成功せず、やはり武人として立とうと考え、アメリカ独立戦争勃発のチャンスを買ってフランクリン (Franklin) と結び、一七七七年四月叛乱軍 (les insurgents) の救援に赴くため国王の命令に背いて出奔、叛乱軍は彼を総軍参謀長 (major general) に任命する。九月二日ブランディワイン (le Brandywine) の戦いに負傷したが、一七七八年にはヴァージニア軍 (les troupes de Virginie) を率いて戦い、一七七九年二月フランスに帰還、熱狂を以て迎えられ、叛乱軍に対す（フランスの）公的支持を決定させることに寄与する。一七八〇年四月再びアメリカに赴き、一七八一年一〇月

ヨークタウン (Yorktown) の諸作戦に参画する。一七八二年フランスに還り、少将 (旅団長 *Maréchal de camp*) に抜擢され聖ルイ勲章を授けられる。

ネッケル (Necker) の友人であったラファイエットは一七八七年の第一回名士議会 (*l'Assemblée des notables*) に招かれ、自由主義貴族の代表者として「公共の租税を決定する奪うべからざる権利は国民の代表にのみ属する」と主張してカロヌヌ (Calonne) の税制改革案と戦うと共に、「三部会以上のもの」つまり「国民議会」の召集を要求する。かくて新しい諸理念のチャンピオン、フリーメイソン団員 (*franc-maçon*) として彼は、ラモアニオン (Lamoignon) の諸勅令に抵抗したがために、一七八八年七月その軍指揮権を奪われる。

一七八九年、リオム (Riom) の大法官裁判管区<sup>(列伝末尾注1)</sup> (七) (*sénéchaussée*、今後同じ訳語の *bailliage* と区別するため、訳

語の次に、後者に (バ)、前者に (セ) を付ける。) の貴族身分の代表として三部会 (*les Etats généraux*) に加わった彼は、委任状の共同審査 (*la vérification en commun des mandats*、後注 Sieyès および Dupont の項参照) を主張し、ミラボー (Mirabeau) と共にヴェルサイユ (Versailles) の諸軍を遠ざけるよう要求する。七月一日には、人と市民の権利のヨーロッパ宣言 (*une déclaration européenne des Droits de l'homme et du citoyen* 本稿に訳出) を提案して、人権宣言制定のきっかけを作る。

七月一四日のバスチーユ攻略を機に、ラファイエットは舞台の前面におどり出る。国王の譲歩をパリ市民に伝える議員代表団の団長にバイイ (Jean Sylvain Bailly、文学と科学のフランス・アカデミー会員 *Membre de l'académie française, des belles-lettres et des sciences*)。パリの第三身分の代議員) と彼とが選ばれてパリを訪れた時、バイイがパリ市長に選ばれると共にラファイエットはブルジョア民兵の司令官に選ばれ、この民兵が国民防衛隊 (*la garde*

naionale) の中核たるパリ国民軍 (la Milice parisienne) となるや、その司令官としてパリの唯一有効な武力を手中に収め、パリに多く居てヴェルサイユの議會を睨みつつ、一七八九年夏の議會の動きを力を以て支持する。パリ民兵＝国民軍の記事として彼は三色帽章 (la cocarde tricolore) を採用させ、七月一日バイイはルイ一六世をオテル・ドゥ・ヴィル (Hotel de ville) に迎えてこの三色帽章を献ずる。(因みに三色は、パリ市の色である青と赤に、フランス古来の色たる白を加えたものである。)

バスチーユに続く第二の危機いわゆるヴェルサイユ行進においても、彼は不本意ながらもこれに参加し、一〇月五日の晩にヴェルサイユに至ると、民衆の激昂を静めることを意図して国王の家族がパリに来ることを勧め、国王の家族は、彼の消極性について (de sa passivité) 彼に恨みを持つ。しかしながら彼は、王位を大革命と和解させてフランスのワシントン (Washington) となることを夢見て、戦争と講和との権利を国王に与えようとする彼の努力の中で、ミラボーを支持し、シエースと共にジャコバン・クラブから分離して「一七八九年クラブ」を創る。しかしこの努力は王妃の不信に阻まれる。

一七九〇年七月一日武装市民団 (la Fédération) の祝祭 (連盟祭) において、フランスの国民衛兵の名において「国民、法律および国王にいつまでも忠誠である」ことを宣誓したのが、彼の人気の絶頂であった。八月ナンシー事件で貴族の將校と革命派の兵士との対立が爆発した時、兵士の弾圧を支持してより、人気は下り坂となる。彼は国王一家のヴァレンヌ逃亡 (la fuite à Varennes) を非としたが、しかし陸軍中将 (lieutenant général) に任命されて、一七九一年七月一七日国王の退位請願に署名すべく集ったシャン・ドゥ＝マルス (le Champ-de-Mars) の示威運動者に対して砲火を発かしめ (但し、彼の部下の衛兵が発砲したのは確かだが、彼の命令ではないと言ふ。後注 D'Andre の



項参照。)、バルナーヴ (Barrave) (後注 Dupont の項に略伝あり) と共にファイヤン・クラブ (Le club des Feuillants) を設立する。

制憲議会終了後国民衛兵司令官をやめた彼は、一七九一年末中央軍 (Le Centre) の司令官に任命され、立法議会 (La Legislative) の下で、宮廷 (Cour) に権威を回復させることを望んで、ジロンド派の戦争政策に協力し宮廷を戦争へと押しやる。

開戦後戦局不利の中、中央軍を指揮していた彼は、六月二八日サンブル (La Sambre) における (sur) 作戦を中断して、一七九二年六月二〇日国王に科せられた屈辱に対して議会に抗議しに赴き、指揮下の武力を用いてジャコバン派の打倒を画策するが、宮廷の賛成を獲ることができず、宮廷は彼の力づくの計画を嫌悪する (le déteste, a son projet de coup de force)。ノール (北部 Le Nord) の軍においてリュッケル (Lucker) に代わり、ルイ一六世の停職に抗議して蹶起するが、訴追の命令を発せられ、八月一九日敵軍に投降する。オーストリア人は、彼をマクデブルク (Magdeburg) に、次いでオルミュッツ (Olmütz) に監禁する。一七九七年九月レオバン (Leoben) の地で一七九七年四月一八日に署名された、神聖帝国の保全を保障するカムポフォルミオ (Campofornio) の平和予備条約を指す。) の後に解放され、ブリュメール政変 (Brumaire) の後にフランスに還るが、一八〇〇年三月亡命貴族 (Les émigrés) の名簿から削除された後、ナポレオンの支配に反対してあらゆる公的地位を拒否して、一八〇二年三月隠退し、ラ・グランジュブレノー (ロゼイ=アン=ブリ) (La Grange-Bleneau (Rozay-en-Brie)) のシャトーで生活する。

ナポレオンのエルバ島脱出パリ帰還よりワテルローの敗北に至るサンジュール (百日天下 Les Cent-jours) においてセーヌ=エ=マルヌ (Seine-et-Marne) の代議員に選出されて、六月二二日ラファイエットはナポレオン

(Napoleon) の退位を要求する。復古王政下立憲王政の絶対王政への墮落を防ぐ「一七八九年の精神」を具現する伝統的人物として野党の象徴に返り咲き、一八一八年サルトゥ (Sartre) の代議員に選出され、一八二一年には炭焼党 (la Charbonnerie) に加盟し、イスパニア戦争に抵抗する。一八二四年再選されなかつた彼は、アメリカ合衆国に赴き、そこで凱旋將軍扱いを受ける。

一八二七年モー (Meaux) の代議員に選出されたラファイエットは、一八三〇年の革命において、またまた新たな活動の機会を見出す。再び国民防衛隊の司令官となつた彼は、共和国を樹立して自ら大統領となることもできたのに、ジャコバン派に対する恐怖と立憲王政との固定観念を捨て切れず、七月二九日国民防衛隊の司令官として「ここに共和国中の最良の共和国が在ります」という言葉によつて、七月三一日オテル・ドゥ・ヴィル (Hotel de Ville) においてオルレアン公爵 (le duc d'Orleans) (後注 Faget の項に略伝のあるオルレアン公爵の長男) を迎え入れる。左派王朝党 (la gauche dynastique) のメンバーとなつた彼は、間もなく政治から身を引き、一八三四年五月二〇日に死ぬ。

(注 2)

Sieyès (Emmanuel Joseph) 一七四八年フレジユス (Freyss) に生まれ一八三六年パリに死す。父は収税人と郵便局長とを兼ねた中産階級。郷里でジェスイットのコレージュを終えて六二年パリのサンシユルピス神学校に入学。神学よりもロック、コンディヤック、ボネラの啓蒙思想に関心をもち、一〇年の神学校生活中に革新的理論を身につける。卒業後一七七三年司祭に任命され、一七七五年トゥレギエ (Treguier) の司教座聖堂参事会員

(chanoin) となってトゥレギエ司教リュベルサックの秘書を務め、一七八〇年司教と共にシャルトル司教管区に移り一七八七年シャルトル (Chartres) の司教座聖堂参事会員・副司教 (vicaire general) となり、同年財務総監ブリエンヌが地方議會を創設した時オルレアン州の聖職者代表に選ばれて始めて政治活動に入る。一七八九年彼に大きな名声をもたらした攻撃文書「第三身分とは何ぞや (Qu'est-ce que le tiers état)」を出版する。

三部会選挙で僧侶らは彼を代表とすることを拒否したが、彼はパリ市の第三身分の代表として選出され、ミラボー (Mirabeau 略伝後注) やラファイエット (略伝前注) と並んで初期国民議會の指導者となり、一七八九年六月一〇日代理権の共同確認 (la verification en commun des pouvoirs 前注 Lafayette および後注 Dupont の項参照) を勝利せしめ、六月一七日「国民議會 (Assemblée nationale)」の名を採用せしめる。六月二〇日には、ムーニエ (Mounier 略歴後出) と共に球戯場の誓い (le serment du jeu de paume) を起草し、六月二三日の親臨會議にはミラボーと共に国王の命令に反対する (後注 Mirabeau の項参照)。ジャコバン・クラブ (le club des Jacobins) の創立者の一人として、彼は聖職者の財産の国有化を主張するが、十分の一税の償却 (le rachat de la dime 無償廃止反対) の要求には失敗する。また、納税額による選挙被選挙資格制度 (|| 能動市民と受動市民との区別) とデパルトマンの組織作りとに貢献する。

主導権が三人組 (三人同盟、三頭、三頭派 Trimvirat. デュポール、バルナヴ、ラメット。後注 Dupont の項参照。) に移るに従い、シエースは沈黙しがちとなり、議會よりもむしろラファイエット派の「一七八九年クラブ (前注 Lafayette の項参照)」やミラボーらの「黒人の友の会 (les société des Amis des Noirs)」などに熱意を示し、哲学的な研究に専念し、一七九〇年六月三頭と対立してジャコバン・クラブを脱退するが、九一年六月のヴァレンヌ逃亡

事件以後王権を維持せんとする三頭に歩み寄り、三頭がジャコバン・クラブを脱退してフイヤン・クラブを設立するに当り、ラファイエットと共にバルナーヴに協力する。国民公会 (la Convention nationale) へはサルトル県から選出され、国王の死刑に賛成。九三年二月公教育委員に選出されコンドルセ (Marie Jean Antoine Nicolas de Carlier, Marquis de Condorcet) と共に委員会の指導権を握り、ジロンド派追放後もその地位に在ったが、モンターニュ派に制せられて活動をやめる。

テルミドール反動後「シエースの生活白書」を公表してモンターニュ派独裁下における自己の行動を弁解し、一七九五年三月公安委員会 (le Comité de salut public) に入り、外交に従事する。併合推進論者としてシエースは、一七九五年五月オランダのハーグ (la Haye) においてバタヴィア共和国 (la République batave) との同盟をリウベル (Rouvell) と共に交渉し、五月一六日ハーグ平和条約の調印に成功。革命暦三年の憲法については相談を受けなかったが、執政官 (directeur) に選ばれ、カルノー (Carnot) に対して自己の資格無き旨を申立てる (se récuse)。一七九五年一九県から五百人会議 (les Cinq Cent) の代議員に選出され、一七九七年の実月一八日の政変 (le 18. Fructidor) を支持する。一七九八年五月対プロシア交渉のためベルリン (Berlin) に大使となったシエースは、そこから還つて一七九五年五月、革命暦七年草月三〇日の日 (la Journée du 30 prairial an VII) を組織することによつて執政官政府 (le Directoire) に入る。

執行権を強化する方向への憲法の改正を望んで、彼は「一ふりの軍刀 (un sabre)」を求め、まずそれをジュベール (Touber) において見出したと信じたが、ジュベールの死はシエースをボナパルト (Bonaparte) に接近させる。かくて一七九九年、シエースは霧月のクー・デタ (le coup d'Etat de Brumaire) を準備し、クー・デタ後三名の臨

時執政官 (les trois consuls provisoires) の一人となる。シエースは革命暦八年の憲法草案を起草するが、ボナパルトはそれを自分に都合のよいように改竄し、シエースは元老院議長 (président du Sénat) として、事実上権力から疎外される。一八〇〇年元老院議員 (Sénateur)、一八〇九年伯爵 (comte) となった彼は、サン・ジュール (百日天下 Cent-Jours) に貴族院議員 (pair) となり、ワートルローの後ルイー六世の弑逆者 (régicide) として追放され、ベルギーのブリュッセルやオランダに亡命。一八三〇年七月革命後パリに帰り、一八三六年六月に死ぬ。

(注3)

Target (Guy Jean-Baptiste) 一七三三年パリに生まれ、一八〇七年モリエール (Molières) に死す。一七五二年高等法院の弁護士として、パリ高等法院の院長 (premier président) モーブール (Maupéou) の改革と闘い、首飾り事件 (l'affaire du Collier) においてロアン枢機卿 (le cardinal de Rohan) を弁護し、一七八七年プロテスタントに對する寛容の勅令 (l'édit de tolérance pour les protestants) の発布に協力する。

一七八九年の三部会にパリ城外第三身分の代議員として選出され、階級間の争いに當ってシエース (Seyès 前注参照) を支持する。パスチャー攻略を契機に農民が多く地方で叛乱を起し、領主の館を焼討したり領主権の放棄を要求したり貢租の根拠となる文書を焼き捨てたりした時に、第三身分は自分たちの財産への波及を懼れて弾圧を組織せんとし、一七八九年八月三日の議會で、委員会を任命してその対策案を作らせる。四日夜タルジエは委員会を代表して、旧来の法律と貢租・夫役は議會の別の決議があるまで維持される旨を盛り込んだ「王国の治安に関する布告」の委員会案を読み上げる。しかし事前にそれを察知したブルトン・クラブがめぐらした謀議の線に添って、

若い自由主義的貴族たちを皮切りに次々に大幅の譲歩案が提出されて、一挙に封建諸特権の全面的廃棄宣言が議決され、一一日の議令によって確定される(後注 Dupont, le duc du Chatelet および Malouet の項参照)。タルジェは、当初の刑事立法委員会委員に選ばれたが、一七九〇年一月二日デュポール、ルペルチエらの新委員に取って代られ、一七九一年の刑法典、刑事訴訟法典の創造には実質上関与していない。(本誌前号、ルペルチエ報告邦訳二〇九頁)

一七九二年一月一日から翌年一月二六日にわたるルイ一六世処刑裁判に当り、ルイ一六世は、一月一日に亡命より還って国民公会に対し書翰を以て国王の弁護人となることを希望したマルゼルブ(Chretien Guillaume de Lamoignon de Malesherbes 一七二二年パリに生れ一七九四年パリに死す。一七四四年パリ高等法院評定官、一七五〇年御用金裁判所(租税法院 la Cour des aides)の首席裁判長(院長 premier president)となり、一七七一年新税設置に反対するルイ一五世への建白により追放されたが、一七七五年ルイ一六世即位と共に宮内大臣( secretaire d'Etat a la maison du roi)に任命され、国王封印状を放棄し被拘禁者を釈放する。しかし王室経費削減に失敗して翌年辞職、一七八八年国務大臣(無任所大臣 Ministre d'Etat)となったが、大革命初期に亡命。)に加えてタルジェに、タルジェがだめならトゥロンシエ(Tronchet 後注)に、そして出来れば兩名に弁護人になってくれるよう、一二日に要請する。トゥロンシエは一二日に、「私は勇氣あるマルゼルブ氏に続いて、ルイ一六世の弁護に一命を捧げます。」と答え、「何はともあれ私は、人道が私に課する義務に身命を捧げます。人間として私は、その頭上に正義(司法)の剣が懸けられている他人に対し、協力を拒むことはできません。」との手紙を議会に送って引き受けたが、タルジェは、議会への手紙で、「六〇に近い年齢、一五年來続いていて四年にわたる過度の仕事で途方もなく悪化した神経病・頭痛および息切れによる疲弊」を理由に断わったので、マルゼルブとトゥロンシエとはドウ・セーズ(De Sèze 一七四八年ボルドーに生まれ一八二八

年パリに死す。ボルドー、次いでパリの弁護士。首飾事件でマリ・アントワネットの弁護人に選ばれる。)を弁護人に加えるよう国民公会に要求して承諾を得る。

マルゼルブは、一七五〇年出版総監(出版統制局長 *directeur de la librairie*)となつて言論の自由を保護し、ルソー(Rousseau)、ディドゥロ(Diderot)のパトロンとなつた。エミールも百科全書も彼の助けにより日の眼を見た。

一七九〇年に亡命したが、国王を弁護せんがために帰国し、前記の如く国民公会宛てに国王の弁護人に指名されんことを要請し許されたのである。(マルゼルブについては、木崎喜代治「マルゼルブ(岩波書店、一九八六年)」参照)

一七九二年二月一日、前国王ルイ・カペ(Louis Capet)は三人の弁護人と共に国民公会に導き入れられる。ドウ・セーズは三人を代表して弁論の原稿を読み上げる。長大詳密な弁論は今や最後の結びにさしかかる。「フランス人諸君、諸君をよみがえらせた革命は、諸君の中に偉大な諸徳を發育させた。しかし革命が諸君の魂の中で、人道の感覚を弱めたのではないかを危懼せよ。その感覚が伴わなければ、それらの徳はまがいものの徳でしかありえない。前以て(≡討議に先立って)歴史の声に耳を傾けよ、歴史は高い評価を以てくり返し語る。ルイは二〇歳で王位に即いた。王位に在つて善行の模範を示した。王位に在つて如何なる罪深い弱さも邪悪な欲望も抱いたことはなかった。王位に在つて節約家で公正で厳格だった。王位に在つて彼は常に人民の変らざる友たる姿を示した。人民が重くのしかかる苛酷な税の廃止を求めれば、彼はそれを廃止した。人民が農奴制の廃止を要求すれば、彼はまづ先に自己の領地において自らそれを廃止した。人民が、被告人の運命を緩和せんがために刑事法制の諸改革を請願すれば、彼はその諸改革を行なつた。われわれの慣習の峻厳さによりその時まで市民に属する諸権利を奪われていた多数のフランス人が、これらの権利を手に入れ又は取り戻すことを、人民は欲した。彼は彼の法律によつて

フランス人にそれらの権利を享受させた。人民は自由を欲した、彼は自由を人民に与えた（極左および傍聴席で不滿レミユルのどよめき）。」（この声に気がねしてか、この言葉は、弁論を印刷に付すために議会に提出された原稿では、弁護人の一人によって線引きで抹消されていたが、書記の一人ジャン・ボンサンタンドウレ（Jean-Bon-Saint-André）の指摘により議論の末復活された。）たじろぐドウ・セーズに代って立ち上ったマルゼルブが次のように締め括る。「彼は彼の犠牲によって人民に先まわりさえた（＝人民の望みを要求の出ぬうちに察してかなえさせさせた）*Il vint même au-devant de lui par ses sacrifices*）。ところで、今日お願いするのはこの同じ人民の名においてである……市民諸君、私は終りまでは申し上げぬ……私は歴史の前に立ち停まる。思え、歴史が諸君の裁きを裁くことを、そして歴史の裁きは幾世紀の裁きなることを。」フィリップ・エガリテ（Philippe Egalité、Louis-Philippe-Joseph (duc) d'Orléans、オルレアン公爵。ルイ一六世の従弟。国王とは互いに結婚の保証人となり合った仲であるが、これに取って代わる野心を持つ。クレピイ・アン・ヴァロワ（Crépy-en-Valois）の大法官裁判管区（バ）の代議員として三部会に参加。国民公会にはパリ市の議員に選ばれ、全特権を放棄して、パリ市議会の決議に従いフィリップ・平等と名のる。一七九三年一月一七日にパリ選出議員二四名のしんがりとして登壇し「ひたすら己の義務に専念し、人民の主権を侵害した者又は後になって侵害するであろう者はすべて死（刑）に値することを確信して、私は死（刑）に賛成投票する。」と述べる。この恥すべき一票（ロベスピエールでさえそう言った）により、執行を遅らせる可能性又は執行猶予を伴う死刑票を除く無条件即時死刑票は絶対多数カッキリの三六一票に達する。その年十一月七日、エガリテは、將軍デュムトリエ（Charles-François Dumouriez、1739-1823）および後に七月革命の結果王位に即く長男ルイ・フィリップ（前注 Lafayette の項参照）の、オーストリアと結んだクー・デタ計画に坐して刑死。なお後注 Mirabeau の項参照。）の隣席の議員が「なぜそんなに大胆になれるのか」と尋ねると、マルゼルブは答えた、「生へ



のさげすみ。」一年もたたぬうちに国王擁護を追求されてギロチンに上る。ドゥ・セーズは一七九三年一〇月投獄されたが、熱月九日テルミドールに釈放され、王への忠誠により一八一五年破棄法院首席裁判長（院長）・貴族院議員（Premier président de la Cour de cassation et pair de France）となる。トゥロンシエは潜伏して投獄を逃れる。

タルジエは難を受けることなく、後に破棄裁判所判事としてナポレオンの民法典、刑法典および刑事訴訟法典の制定に協力する。後二者については、革命暦九年芽月七日（一八〇〇年三月二八日）の執政官令でヴィエイヤール、ウーダール、トゥレイヤールおよびブロンデル（Veillard, Oudart, Treillard et Blonde）と共に委員に任命され、同年收穫月メケルに、その後コンセイユ・デタの審議に付された一六九条より成る刑法・刑訴法の統一法典案を提出する。これが後の刑法典および刑事訴訟法典の最初の草案である。

（注4）

Mounier (Jean-Joseph) 一七五八年グルノーブル (Grenoble) に生まれ一八〇六年パリに死す。グルノーブルの富裕な毛織物商の子として生まれ、土地で法律を学び、二二歳で弁護士となる。弁論はあまり得意でなかったが誠実細心で評判がよかった。二五歳の時王室裁判官の職を買い、グルノーブル国王裁判所判事 (le juge royal a Grenoble) として隔年に一回グルノーブルで法廷を開く。「法の精神」を愛読し、また法廷に立ち寄ったイギリス人と知己になってイギリスの政治機構に目を開かれ、その研究に没頭し、イギリス憲法を賞讃する自由主義者となる。

一七八八年グルノーブルでいわゆる「屋根瓦の日 (journée des tuiles)」の事件を契機に、ムーニエは同郷の先

輩バルナーヴ（略伝は後出Dupontの項中に在る）と共に、同年七月二一日、国王の司法制度改革に反対してドーフィネ州（Dauphiné）の三身分合同会議をヴィヰヰル（Vizille）で開催させることに成功し、自らその代表者として活動し、フランス各地に発せられた呼びかけの文書を起草する。これが他地方へも影響を及ぼして翌年の全国三部会開催のきっかけとなり、彼の声望を定める。

「偉大なドーフィネ人」という称号を受けて彼は全国三部会に満場一致で第三身分の代議員に選出され、一七八九年六月二〇日球戯室の誓いを提案し（初めシエースが「第三身分だけで国民議会を作ろう」と提案した時には、宮廷との取引を謀ってミラボーと共に妥協案を出したのだが、四九一票対九〇票の大差で否決され「裏切物、悪者、引っこめ」と罵られるや積極的に宣言文を提案。）、憲法草案を報告する（ラファイエット人權宣言草案の訳注参照）。

初めデュポール（後注）、ル・シャプリエ（Le Chapelier）を中心とするブルトン・クラブに属する革命推進派であったが、情勢の過激化と共に保守派に変わる。七月一四日のバスチーユ襲撃後ラリ・トランダル、マルーエ（いずれも後注）と共に、王に権力をかえして秩序を回復すべしと主張するが通らず、王妃の顧問、パリ周辺軍の司令官でバスチーユの後逃亡し逮捕されたブザンヴァル（Baron de Besenval）の裁判開始に反対してラリと共に赦免を要求するがミラボー、バルナーヴ（Barnevay）、ロベスピエール（Robespierre）らに反対されて通らない。民衆煽動に不安を感じた彼は王政派の創始者の一人となり、一七八九年一〇月六日のヴェルサイユ行進に当っては、議長として国民議会を代表して国王に会い、国王の傍に在って抵抗を進言する一方、人權宣言の裁可の署名を取りつけてパリ市民たちを説得するが甲斐なく、国王を追って議会がパリに移った後同年一二月二一日に辞職し、ラリら一五〇名ほどの議員と共に一七九〇年五月にはまずスイスに次いでドイツに亡命する。

一八〇一年フランスに帰り、ナポレオンの下で一八〇二年イル・エ・ヴィレーヌ (Ille-et-Vilaine) の知事 (préfet) 一八〇五年コンセーユ・デタ議員 (conseiller d'état) となったが、翌年死ぬ。

(注5)

Thouret (Jaques) 一七四六年ポン・レヴェーク (Pont-l'Évêque) に生れ、一七九四年パリに死す。ルーアン (Rouen) で高等法院の弁護士となり令名あり。一七八九年ルーアンの市と大法官裁判管区 (バ) の第三身分の代議員として三部会に選出される。議員全体の受けがよいこと、六月一七日にシエースの考えた国民議会という名称に反対したことを買われて、宮廷派によりシエースに対する議長対立候補に推されるが、情勢を見て立候補を取り下げる。中道左派として制憲議会の主流を歩み、憲法委員会の報告者をつとめたが、領土を八〇のカレ (carrés) に区分する提案は失敗に終る。制憲議会の議長として、国王の宣誓を受理する。一七九一年九月三〇日、国王が終焉に遺憾の意を表しつつ制憲議会の閉会を宣した時、議長として傍聴席に向い、「制憲議会は会期を終え、使命を果たしたことを宣言する」と呼びかけたが、この時トゥーレは一度起立し国王が坐ったままなのに気づいて腰を下して演説した。破棄裁判所判事となったが、一七九四年ダントン派としてギロチンに上る。

(注6)

Tronchet (François Denis) 一七二六年パリに生れ、一八〇六年パリに死す。弁護士会長 (Batonnier des avocats) として、さらに三部会でパリの第三身分の代議員として、タルジエ、トゥーレ (以上前注)、ラリットランダル (後

注)らと共に刑事法改革委員会 (Le comité pour la réforme de la jurisprudence criminelle) に所属し、拷問廃止・刑事司法改革に貢献する。一七九一年四月四日ミラボー (Mirabeau 後注参照) の葬儀の時、国民議会議長として葬列の先頭に立つ。一七九二年二月二日、ルイ一六世処刑裁判に当り王からマルゼルブ、タルジェと共に弁護人となつてくれるよう要請され、一三日に「私は勇氣あるマルゼルブ氏に続いて、ルイ一六世の弁護に一命を捧げます」と言つて引受け、男をあげる (前注 Target の項参照)。テール (Terreur) の下では潜伏して難を避け、テルミドル反動後一七九五年元老会議 (Conseil des anciens) 議員。破棄裁判所の長として、ナポレオンにより、革命暦八年熱月二四日 (一八〇〇年八月二二日) フランス民法典 (Code civil des Français || Code Napoléon 革命暦一年風月三〇日 (一八〇四年三月二二日) 第五草案議決) の起草委員会 (la commission de préparation) の委員に任命される。他の委員はビゴ=プレアムヌー (Bigot-Préaumeu) ポルタリス (Portalis) およびマルヴィル (Maleville)。一八〇一年元老院議員 (Sénateur) として、ナポレオンが終身執政官 (le consulat à vie) となることに反対する。

(注7)

Mirabeau (Honoré Gabriel Riqueti, comte de) 一七四九年ロワレ (Loiret) のル・ビニオン (Le Bignon) 今日 Le Bignon-Mirabeau) に生れ、一七九一年パリに死す。ケネイ (Quesney) の熱烈な弟子で重農主義学派に属した経済学者 Victor Riqueti, marquis de Mirabeau (一七一五—一七八九年) の子。あまりの放蕩に弱り果てた父は、一七六七年彼に軍隊に入ることを強制するが、彼に武官職を買つてやることを拒む (一七歳で騎兵隊中尉、六八年父の請求に基づき国王封印状によってレー島に監禁 (後再述)、復帰後大尉となるが、七〇年辞職)。一七七二年、若いミラボー

は、金持の跡取り娘エミリー・ドゥ・マリニャーヌ (Emilie de Margiane) と結婚するが、持参金を受け取らない。彼を浪費家として禁治産にした父は、彼に対して国王封印状を懇請してやまない (訳出した議事録に見る如く、ミラボーが国王封印状を激しく攻撃した情熱の一因は、ここに在る)。ポンタルリエ (Pontarlier) でモニエ侯爵 (marquis de Monnier) の妻ソフィー (Sophie) と出遭ったミラボーは、一七七六年婦女誘拐および姦通のかどで訴追され、彼女と共に外国 (アムステルダム) に逃亡するが、二人は間もなく捕えられて逃亡犯人としてフランスに引渡され、引き離される。ミラボーは三年間をヴァンサンヌ (Vincennes) の城樓に過ごし、そこで「ソフィーへの手紙 (Les lettres à Sophie 一七九二年出版せる)」および「国王封印状と国家監獄に関するエッセー (Essai sur les lettres de cachet et les prison d'État, 1782)」を書く。一七八〇年に釈放され、妻と最終的に別居し、イングラント、オランダおよびプロイセンに滞在し、そこから彼の著述「フレデリック (フリードリヒ) 大王治下のプロイセン君主制について (De la monarchie prussienne sous Frédéric le Grand, 一七八八年)」のための諸素材を持ち帰る。オルレアン公爵 (le duc d'Orléans 前注 Target の項参照) と結び、黒人の友の会 (la société des Amis des Noirs) に加盟。また、デュポールを中心とする三十人の会 (la société des Trente) のメンバーとして、ミラボーは、貴族でありながら、三部会にはエクス (Aix) およびマルセーユ (Marseille) の大法官裁判管区 (いずれもセ) の第三身分の代表として選出される (彼はエクスの議席の方を選ぶ) (後掲 Dupont の項参照)。彼は「プロヴァンス通信 (Courrier de Provence)」という名を持つことになる新聞を創設する。三部会では、彼の雄弁は彼の印象的な醜さを忘れさせる。

一七八九年六月二三日、国王の命令を伝えて代議員たちを解散させようとした式部長官ドゥルー・ブレッツェ侯爵

(le marquis de Dreux-Brézé) に向つて、「ミラボーは次の名高い言葉を投げつける。「行つて国王に告げよ。われわれは人民の意思によつてここに居る、そしてわれわれは銃劔の力によつてしかここを去らない、と。」九月一七日、彼は収入の四分の一の愛国税 (la contribution patriotique) を議決させるが、一〇月五、六日のヴェルサイユ行進の時には、国王を退位に追いこんでオルレアン公爵に代わらせる目的で働いたのではないかと疑われる。一月二日、彼はデパルトマンの創設と聖職者の財産を国民の処理に委ねることに、貢献するが、国王のために絶対的拒否権を要求して「革命派議員 (patriotes)」と袂をわかす。実際には、彼はイングランド風の立憲君主制の賛同者たり続け、大臣になるために策謀する。しかし議会は、彼を信用しないで、一月七日に代議員に大臣となることを禁ずる。この時彼は二股膏葉的行動を際立たせる。すなわち、彼の親友で王妃の寵臣だったラ・マルク伯爵 (le comte de la Mark) を通じて反革命の組織に関する覚え書きを国王に渡す。彼の政敵によれば、彼は身売りしたのだ。しかし、彼を好きでないラファイエットは後に言うことになるだろう。彼は「己の信念の目指す方向でしか (que dans le sens de ses convictions)」支払いを受けはしない、と。議会では、彼は人を惑わせる態度を採る。一七九〇年五月、国王の戦争と講和の権利を擁護して名声を危くした後、彼は再び貴族に対して攻撃を加え、行政区分において革命の原則を擁護し、国王の叔母たちがローマに移住したいと望んだ事件とそれをきっかけに提出された国外移住制限法案とについては、移住の自由は憲法と憲法に適合する法律によつて保障されているとして公安を理由とする制限に反対して、勝利を収める。しかしルイ一六世は、ミラボーに多額の金を与えるが、彼の忠告には従わない。ミラボーは、自己の競争者と感じたラファイエットや三人組 (三人同盟、三頭。Dupont, Barnave, Rameth) との抗争に心身をすりへらす (前注 Lafayette、後注 Dupont の項参照)。一七九〇年七月三日、王妃との秘密の会見の後

反逆のかどで弾劾された彼だったが、一七九一年三月二七日演説直後にたおれ、四月二日死ぬ時には、完全に人気を取り戻していた。彼の遺体はパンテオンに安置されるが、一七九二年一月鉄庫 (Armoire de fer) の発見により彼の宮廷との通謀が明かるみに出て（一七九一年五月オーストリアへの逃亡を計るルイ一六世は、父祖以来出入りの錠前師に頼み、チュイルリー宮の壁を穿って重要書類を中に隠し鉄扉で閉し羽目板で覆ったが、一七九二年八月一〇日のチュイルリー宮襲撃事件後発覚を怖れた錠前師の密告により暴かれ、国王の訴追・断罪に材料を与えることになる）、一七九三年一月二五日国民公会により「徳性なき偉人は一人たりと存在しない」ということを考慮して「マラー (Marat: その年七月三日暗殺される) の遺体と入れ替えにパンテオンから撤去されることを命じられ、一七九四年秋木棺に納めて運び出され、夜サン・マルソー地区の刑死者墓地クラマールの中央あたりに埋葬された。標識も何もない。

(注8)

Dupont 又は Du Port (Adrien Jean Francois) 一七五九年パリに生れ一七九八年スイスのアッペンツェル (Appenzell) に死す。パリ高等法院の判事 (評定官 conseiller) を父とし、自らも一九歳で同じくパリ高等法院の判事となる。パリ市内に城館と数家屋を持つ財産家で、激しい情熱の持主であり、肺病の弱い身体に強い意志と知性を宿す。各国法特にイギリスの立法や司法を学び、絶対的・革命的「正義」の觀念に到達し、保守的法律家の作ったカードの城を打ち壊し数世紀来の不正を取除くことを以て念願とする。パリ高等法院の利己主義に愛想をつかし、一七八八年九月パリ高等法院が保守派貴族の主導下に、来たるべき三部会は一六一四年のそれと同様の身分別投票たるべしとの方針を打ち出したのに対抗し (前注 Lalayette および Sieyès の項参照)、また地方分散的な自由主

義派の運動を連結させる中心組織として、一七八八年一月、高等法院の同僚や弁護士を中心に最進歩的な自由主義貴族から成る「三十人の会 (La Société des Trente)」を結成し、自宅を根城として改革の理念・方策を練る。ミラボーもこれに参加し、この会をバックとしてエクスの第三身分の代表となったのである（前注 Mirabeau の項参照）。

三部会が開かれるや、デュポール初めこの会の多くのメンバーが代議員に選出され、自然の成り行きとしてこの会を核として自由主義的改革推進派が結集し、愛国派 (Revolutionary Patriots) または国民派 (Nationales) と漠然と呼ばれる政治勢力を形成する。中でもブルターニュ選出議員が最も団結力強く、その総帥ル・シャプリエ (Le Chapelier. レンヌ (Rennes) の弁護士。レンヌの大法官裁判管区 (セ) の第三身分の代議員。) とデュポールとが手を結び、六月上旬に王宮に近いカフェ・アモーリ (Café Amoury) を集会場とする組織化された政策集団を結成し、ブルトン・クラブと呼ばれる。三十人会以来のミラボーの外、シエース、バルナーヴ、ムーニエらの大物もこれに参加して一大勢力となる。球戯場の誓い、憲法の制定、人權宣言の発布、陪審制を骨子とする民刑事司法制度の全面改革、その前提となる封建制廃止 (八月四日夜) などの重要改革に関する基本方針と戦略戦術を練り、投票の多数を獲得するための意見の一致を確保する機関となったのは、この組織である。デュポールはこの集団・組織の中心人物として、三部会の冒頭貴族・聖職者身分と第三身分との合同を主張し、八月四日夜の封建制廃止の決議を法文化するに当り、八月六日に、「国民議會は封建制度を全面的に破壊する……」という急進的な文句を盛り込むことを提案、これが拍手喝采を以て採択され八月一日の法文化された決議の冒頭に置かれることになり、穏和派はファナスティックな人物として彼に怖れを抱く。革命前の経歴 (前述) から秘密の政治工作に通じ、七月一四日のバスチー



ユ攻略に続いて起った農村の「大恐怖 (La grande peur)」の裏には彼の計略が働いているという噂が、当時拡がっていた。その根拠は定かでないが、八月四日夜の会議の舞台裏工作の中心人物であったことは間違いない、そのことから遡って、農民暴動自体偶発的なものではなく、デュポールがあらかじめ仕組んだ作戦行動だとの推測が生まれたのだと思われる。

一七八九年一〇月五日のヴェルサイユ行進の結果国王の後を追って二日議会在パリに移るや、ブルトン・クラブは、集会場所をサン・トノレ街のジャコバン修道院内の食堂に変え、ジャコバン・クラブと称する。当時メンバーは約二〇〇名。翌九〇年二月八日にバルナーヴの起草する規約が採択され、「憲法の友の会 (Société des Amis de la Constitution)」を正式名称とする。同年暮には会員は一〇二名に達し、その殆どは自由主義貴族と上層市民である。議員数は約四百名、中心指導者はデュポール、アレクサンドル・ラメット (《Le chevalier》 Alexandre 《comte》 de Lameth, 1760-1829, gentilhomme d'honneur du comte d'Autrois 《意味不明》)。アメリカ独立戦争に参加。ペロンヌ、ロワイおよびモンディエ (《Peronne, Roy et Mondidier》) の大法官裁判管区 (バ) の貴族身分の代議員として三部会に参加。制憲議会の後、王政の顛覆した一七九二年八月一〇日当時北部軍の将軍だったが、ラファイエットと共に亡命してオーストリアで入獄、九五年出獄。ナポレオンの下で知事を歴任。王政復古期に野党派下院議員。しばしば兄シャルル (Charles comte de Lameth, 1757-1832, 野戦指揮官 maître de camp、胸甲騎兵隊連隊長 colonel des cuirassiers)。アメリカ独立運動に参加。アルトワのプロヴァンスの貴族身分の代議員として三部会に参加。一七九二年北部軍の将軍。八月一〇日後亡命。ハンブルグで商人。ナポレオンの下で帰国しヴェルツブルグ、次いでスペインのサントナ総督。王政復古期には中将、下院議員。七月革命後は保守党員。》と併せてラメット兄弟として三頭に挙げられるが、それでは四頭になってしまい不正確。今ラールス百科辞典に

従つて兄を三頭から除く。) およびバルナーヴ (Antoine Barnave 一七六一年九月二日グルノーブルに生れ一七九三年一月二九日パリに死す。弁護士。ヴェルシュニイ (Verchény) の地主。一七八八年グルノーブルでラモアニオン (Lamoignon) の司法改革を批判する「勅令の精神 (Esprit des Edits)」と云うパンフレットを發行して「屋根瓦の日 (Journee des tuiles)」と呼ばれる市民暴動を組織し、ムーニエ主導下にヴィジルで非法法の三身分合同会議を開かせるのに成功(前注ムーニエ参照)、革命の口火を切る。三部会が招集されるや、ドーフィネ州の第三身分の代議員としてこれに参加。議場の花形となる。デュポールが国王のヴァレンヌ逃亡後政争に見切りをつけて立法に専念したのに対し、立憲王政維持のため宮廷・王政派に歩み寄り、終始政局の主導権を握る。制憲議會解散(一七九一年九月三〇日)後郷里に引退。一七九二年八月一〇日チュイルリー宮殿襲撃直後逮捕され、脱走の勧誘を拒否、一七九三年一月処刑さる。)であるが、デュポールは理論的指導者および戦略戦術の立案者、バルナーヴは雄弁家で議場の花形および権謀術数の中心、ラメットは実行力に優れた人物として、「デュポールが考え、バルナーヴが言い、ラメットが行う。」と言いはやされ、人々は彼らを三人組(三人同盟、三頭(Trimvirat))と呼んだ。理論家としてデュポールは、バルナーヴやラメットより純粹であり、従つてかなり進歩的であつた。本誌一七卷三号に訳出した一七九一年刑事訴訟法典草案のデュポール報告にその面目が躍如としてゐるので、併載の解説と併せて是非参照されたい。立法権を代表者のみに委ねず人民による直接決定および代表者に対する請願・建白・訓令の権利を認め、憲法改正権を直接人民に保障し、かつ全政府を人民に対して本来的に有責なりとするなどの構想を持つていたこと、直接税負担額によって能動市民と受動市民とを区別することは人權宣言に反すると議會発言していること、民事裁判にも陪審制の採用を提案したこと、なども彼の先進性を示す事柄として注目に値する(ボワランドゥリ草案解説参照)。これについては本誌一八卷一号に訳出した罪刑法典(二)の解説一九三

一八九五頁でも指摘しておいた。また、本稿のドウ・ボワランドウリーの人権宣言草案の解説中に述べた如く、また国民議会議事録に明らかな如く、罪刑法定主義、無罪推定の法理、そして所有権不可侵原則など、近代法の最重要原理を人権宣言に盛り込むことを首唱し提案したのもデュポールであったことは、近代法の本質に対する彼の透徹した洞察力、天才的直観の端的な証しである。かような意味で、デュポールこそは、三部会∥国民議会∥制憲議會の全立法事業の、従ってそれを基礎としその上に構築された大革命から帝政期に至る近代法創造の全事業の、理念・原理・基本構造の定礎における、同輩にひときわぬきん出た中心的指導者・最強力推進者であったと言えよう。この意義については、右の邦訳罪刑法典(二)の解説、特に一九五〇―一九六頁、一九八〇―一九九頁を参照されたい。

議會ではデュポールは、人権宣言の最終審議および重要立法の提案や審議に当っては、常に中心人物として又論戦の主役として、理想主義的な格調高い法理論を展開して長広舌を揮ったが、重要立法と直接関係がなく専ら宮廷や諸党派の権力争いからむ政治的諸事件・諸問題の討議では、ほとんど発言していない。これより推して、デュポールの関心は専ら国家社会体制の根本変革の支柱をなす新法律体系の創造に在り、その仕事をし易くするための主導権争いは別として、その範囲を越え権力の奪取・掌握そのものを目的とする通常の意味での政治・権謀術数に没頭することには、興味を持っていなかったと思われる。従来の史家は、権力争いとしての政治過程に焦点を置いて大革命史を編述して来たが、ここではデュポールの活躍場面をほとんど見る機会がないために、彼の重要性を見落し、概説書の中では大革命初期の中心指導者のリストから彼の名を省くものさえあるに至ったのだと思われる。又、デュポールは弁舌が不得意だったという評も、そこから来ていると思われる。そしてその背景には、大革命の本質が立法事業であることへの一般史家の認識不足、まして立法事業の中心が陪審制に基づく刑事司法改革に在る

ことへの一般史家の無知が横たわっている。しかし、大革命を、その本質たる立法事業、その中核をなす陪審制に基づく刑事司法改革に焦点を置いて眺めなおすならば、その桧舞台で常に脚光を浴びる雄弁な主役デュポールの姿を見落すことは、決してないであろう。人権宣言の審議でも、初めはラファイエットやシエースを表に立てて好きなようにやらせておき、次第に自己かねての主張の線で同志間の合意をとりつけ、それを比較的目立たぬ同志の名でまず公表し、最後の審議で一挙に表に躍り出て議論をリードし、所期の結論に持つて行った手法は、まことに鮮かな策士ぶりである。

一七九〇年六月の国王ヴァレンヌ逃亡事件後、デュポールはますます、表立った政治活動をやめ、立法に専念する。三人組の他の一人で野心家・策謀家として三部会招集以来常に華々しい政治の表舞台を歩み続け、ヴァレンヌ逃亡事件以後急速に宮廷に接近してミラボーに代って国王と王妃との後楯たらんと欲したが、結局宮廷に見捨てられて国王の暴走・立憲君主制の崩壊を阻止しえなかつたバルナーヴ、最期はソクラテスを気取り助命嘆願・脱獄・亡命を拒否してギロチンに上った颯爽たる伊達男バルナーヴ（デュポールは後述の如く脱獄・亡命の道を選ぶ）とは、まことに対照的である（バルナーヴは助命嘆願を拒否して言った。「彼らに助命を求めることは、彼らの以前の行為を正当化することにほかなりません。彼らは国王を殺害した。いやです。私は私の道徳的・政治的特性の一かけらでも失うよりは、苦しみを受けて死ぬことの方を選びます。」）。もつとも、国王がヴァレンヌから還つた直後、デュポールは議會を代表する委員の一人として国王の釈明を聴き、これを伝えて議會を納得させる役目を引受けたが、これは、事態をひとまず鎮静させて本来の目的である立法事業を邪魔が入らぬうちに急いで完成させるために打った芝居であつて、以後の進退より見てこの時すでに心中では、これから蜿蜒とくりひろげられるであろう王政派と共和派との抗争に煩わさ

れないで、革命と己との初心に徹することを決意していたものと思われる。しかし世間の方が、フイヤン派の中心人物としてのデュポールというイメージを捨ててくれず、パリ重罪裁判所の長におさまった後も、特にバルナーヴが郷里に引き籠つてからは、何かにつけ意見を求められたようで、一七九二年ラファイエットら前線指揮官による王政護持のクーデタの動きを察知した立法議会が、六月八日、首都を外敵からと同時に將軍らから守るために、パリ郊外に兵營を設けて二万人の連盟兵（国民衛兵）を駐留させることを決定した時には、「この兵營は、敗戦のときには王を捕えて人質として南フランスに連行する計画を持っているジャコバン派の手に、武器を与えることを意味する。」と国王に進言しており、これがデュポールの好むと好まざるとにかかわらず、連盟兵の召集をめぐってジロンド派閣僚と対立したルイ一六世を勇気づけ、これらの閣僚を罷免してフイヤン派に置きかえる強硬措置をとらしめる一因となり、結局八月一〇日のチュイルリー宮襲撃・王政顛覆の悲劇へとつながって行ったのは、皮肉である。デュポールは、八月一〇日の直後に逃亡するが捕えられ、ダントン（Danton）の助力で救われ脱獄してイギリスに渡る。テルミドール反動後一旦帰国するが、一七九四年実月一八日政変後、革命の理想から外れて限りない政争の泥沼に陥って行くフランスを後にし、再び外国に移住し一年足らずして異郷に死ぬ。「大きな希望もたちまち空し。」ワルテル（Gerard Walter）の評語である。

（注9）

Lally-Tollendal (Gerard, comte de Lally, baron de Tollendal) 一七五一年に生れ一八三〇年死す。フランス領インド総督の子として生まれ、胸甲騎兵隊の大尉となる。仏英戦争の際ポンディシエリ (Pondichery) において七〇

○名を以て二万二千の英軍の攻囲を受け五ヶ月耐えた後降服し（一七六一年一月）、叛逆罪として死刑に処せられた（一七六六年五月）父トマス（Thomas）の名譽回復を、ヴォルテール（Voltaire）と共に謀り、一七七八年ルイ一六世を動かしてコンセーユ（枢密院 Conseil）をしてパリ高等法院の有罪判決を破棄させることに成功するが、コンセーユより事件の移送を受けたルーアン（Rouen）とディジョン（Dijon）の高等法院は、改めて有罪を宣告する。この事件が、高等法院を中心とする旧司法制度・糺問手続の批判者・改革推進者としての彼の進歩的自由主義的、革命的立場と、一見それと矛盾するルイ一六世の忠臣、王政の擁護者たる立場とを決定するのに、何らかの影響を与えたであろうことが推測される。

パリ市の貴族代表として三部会に入り、情熱的な説教調の演説で人気を博す。「諸君は寛大である、諸君はフランス人である、諸君は妻や子や祖国を愛している。」というのがきまり文句で、風貌と感傷癖とから「多感な人間中の最も脂ぎった男」とあだ名される。王政派として彼はムーニエ（前注）、マルーエ（後注）らと行動を共にし、一七八九年七月一四日のバスチーユ攻略後三人で、王に権力を返し秩序を回復すべきだと主張するが成らず、一七八九年一〇月六日のヴェルサイユ行進後ムーニエら一五〇名の代議員と共に亡命（スイス）、以後、国王は議会の囚であり、議会は民衆の囚であり、革命は自由の妨害物に成り下ったとの宣伝に熱中する。彼の口真似をする者も少なく、革命批判のバイブルとなったイギリスの政治家エドモンド・バークの著「フランス革命についての省察」による増幅を通して一七九三年の反仏大同盟の結成に大義名分を与えることになる。

ラリは一七九二年一旦帰国するが捕えられてアベイの牢獄につながれ、九月虐殺の直前脱獄してイギリスに亡命し、祖父がアイルランドの役人だった縁故でイギリス政府からの救援金を支給され、七年間イギリスに住む。

ナポレオン治下に帰国しボルドーに隠棲。王政復古後枢密院 (Conseil du roi) 顧問官・貴族院議員となる。議員として立憲主義の原則を擁護し、人類愛と文学とについて思索をめぐらす。

(注10)

le duc du Chatelet 一七二七年に生まれ一七九三年に死す。国王騎士団の騎士 (chevalier des ordres du Roi) フランス王室近衛歩兵連隊長 (colonel des gardes françaises)。バール＝デューク・アン・バロワ (Bar-le-Duc en Barrois) の大法官裁判管区 (バ) の貴族身分の代議員。一七八九年八月四日夜、デュポールヤル・シャプリエと共にブルトン・クラブの幹部の一人で当時最大の土地所有者であった若い大領主エギヨン公爵 (le duc d'Aiguillon. ペール・ドゥ・フランス (pair de France))。アジャン (Agen) の大法官裁判管区 (セ) の貴族身分の代議員。ヤノアイユ子爵 (le vicomte de Noailles. 帯剣大法師 (grand bailli d'épée))。ヌムール (Nemours) の大法官裁判管区 (バ) の貴族身分の代議員。が、貢租の買戻しや賦役その他の人身拘束の放棄を提案したのが口火になって、議員たちがわれもわれもと封建特権放棄の提案をした際に、シャルトルの司祭ドゥ・リュベルサク (de Lubersac, évêque de Chartres. シャルトルの大法官裁判管区 (バ) の聖職者の代議員。が、貴族には重大だが聖職者には小さな狩獵権の放棄を提案するのを聞いて、聖職者たちにも犠牲を払わせてやろうと考えたシャトウレ公爵は、近くの議員に笑いながら言った。「司祭はわれわれから狩獵権を奪ったが、私は彼らから十分の一税を取上げてやろう。」そこで彼は提案した、現物の十分の一税は金銭の貢租に変えられ、それを買いもどすことは自由である」と。(前注 Target Dupont 後注 Malouet の項参照) 王政派に属し、一七九三年刑死。

(注11)

Malouet (Pierre Victor, baron) 一七四〇年リオム (Riom) に生れ一八一四年パリに死す。一七六八年から一七七三年までサン・ド・マング (サント・ドミンゴ) の高等弁務官 (Commissaire à Saint-Domingue) 一七七六年から一七七八年までラ・ギュイヤヌ (フランス領ギアナ la Guyane) の総督 (gouverneur) であった彼は、一七八九年トゥーロン (Toulon) の海軍総督 (intendant de la marine) のとき、リオム (Riom) の大法官裁判管区 (セ) の第三身分の代議員として三部会に選出されるや、王政派クラブおよびマシアック・クラブ (le club Massiac) に加盟し、ムーニエと共に王政下で平穩に自由主義的改革を推進せんとする路線の旗手となる。

三部会が開かれるや、五月七日マルーエはムーニエと共に、第三身分の代表者を派遣して、聖職者身分と貴族身分とに、第三身分が占拠している大会議室に来て第三身分と一緒に議席に着くよう勧誘することを、第三身分の部に提案し賛成を獲る。この勧誘は成功しなかったが、六月一七日シエースの提唱により第三身分だけで国民議會を作ることを決議し、二〇日ムーニエの提案により憲法が制定確立されるまで議會は断じて解散せぬとのいわゆる「球戯場の誓いを行ない、一二日聖職者身分代表中一五〇名を合流させ、二十七日には遂に全身分代表の合同を実現し、大革命の列車を不動の軌道に載せる端緒となったのは、マルーエとムーニエの提案である。

しかし、バスチーユ攻略後マルーエは、ラリットランダル、ムーニエと共に権力を王に返して秩序を回復すべしと主張して成らず、それ以後続けられた人權宣言の審議においては、あまり理想に走りすぎることを警戒して慎重論を唱えた。「どうか眼を向けて下さい、諸君、実定法によって変えられない如何なる自然権も存在しないこと。ところで、もしあなた方が原理と例外とを（併せて）示すなら、そこに法律が在ります。もしあなた方が如何なる



拘束をも指示しないなら、何故に完全に満ち足りている人間に、正しい制限と共にでなければ行使してはならぬ諸権利を示すのですか？私はこう考えます。権利の概念の中で、我々にとって重要なのは権利の何たるか（＝権利の本質）ではない、と。そして、すべての統治型態は、我々の手中で自由にできる道具である、と。我々がそれら統治型態の一つを選び採るや否や、正にその瞬間に、（実定法上の）自然人と彼の（実定法的なものに）変えられた諸権利とが存在することになります。一体、なぜその自然人をまっ先に高い山の上につれて行って、限らない彼の（自然権の）領土を見せてやるのですか？彼がその山から下りれば一歩ごとに（実定法的義務の）制約に出遭わねばならぬというのに。（一七八九年八月一日の議會演説）「こう言いながら他方で彼は、国王の善意と王政の能力とを盲目的に信ずる理想主義的王政派として、救貧税の創設、貧民救済と就労推進のための役所の設置、仕事と給料を増やすための商業會議所や市町村工業担当係との相談・協力を提案するが、これがデュポール、ル・シャブリエらが率いるブルトン・クラブを刺激し、これに対抗すべくこれに上まわる根本的な貧窮対策として八月四日、エギヨン公爵らによる封建特権の譲渡・放棄を提案せしめ（前注「Target, Dupont および le duc de Claretet の項参照）、旧体制の構造上の中核をなす封建身分制度の全面撤廃の端緒となる。十月五日のヴェルサイユ行進、六日の国王パリ移転、一二日の制憲議會パリ移転の後、一七九〇年二月四日、ネッケルと共に国王を説得して、議會に臨み「私は自由の友、憲法の熱烈な擁護者である」と宣言せしめたのもマルーエであった。

しかし忠臣マルーエの苦衷も空しく、国王は遂に一七九二年八月一〇日チュイルリー宮に襲われ一三日タンブル塔に幽閉される。マルーエは亡命し、一八〇三年に帰国、ナポレオンの下で一八一〇年アンヴェール（ベルギーのアントワープ）の海軍主計総監（Commissaire général de la Marine à Anvers）、コンセイユ・デタ議員、男爵となる。

ロシア戦争を批判したために斥けられる。ナポレオンが退位し復古王制が始まった一八一四年五月〜九月に海軍大臣となり、旧植民地制度の再建に当る。その著「Memoires」が一八六八年に公刊された。

(注12)

D'André (Baron) 一七五九年に生れ一八二五年死す。エクス (Aix) 高等法院評定官。エクスの大法官裁判管区(七)の貴族身分の代議員。王政派に属する。あらゆる議題にわたり、一貫して右寄りの発言を活発に行なう。一七九一年七月、ヴァレンヌ逃亡について国王を裁判にかけよとの要求に対し、一五日議会はバルナーヴの提言に基づき王政の維持のため国王の不可侵を宣言する。一六日国王の退位を求める請願に署名すべく、シャン・ドゥ・マルスに民衆が集る。一七日市長バイイが国民衛兵を率いて解散勸告中、突如、旧貴族の国民衛兵が市長の命令と偽ってラファイエット派有給衛兵に民衆の攻撃を指示、多数の人が虐殺される(前注 Lalayette の項参照)。この時ダンドウレは議会において、請願の発起人ジャコバン派議員(これより先一六日三頭にくみするジャコバン派議員はフィヤン派修道院に本拠を移してジャコバン・クラブを離脱し、議員だけのフィヤン・クラブを結成、ジャコバン・クラブ議員はロベスピエールら五、六人となっている。)のクラブ閉鎖を提言するが、デュポールとラファイエットにより阻止される。ダンドウレは一七九二年に亡命し、王政復古により帰国、警視総監、宮内大臣となる。

## 列伝末尾の注

(1) 「大法官」を「chancelier」の訳語に当て用いる人や辞書もあるが、chancelierの実態は、王権の中枢に位置する王国の最高官職であって、中国の明の制度における六部の長官「尚書」に近く、「法官」ではピッタリしないことと、通常 chance-ier が兼任した「Garde des Sceaux」の訳語として「国璽尚書」が定着していることを併せ考え、本稿は、「chancelier」に「尚書」、「bailli」に「大法官」という訳語を当てている白水社「仏和大辞典」に従い、「bailliage」を「大法官裁判管区」と訳した。同辞典は「sénéchal」「sénéchaussée」には「奉行」「奉行所管区」という訳語を当てているが、その実態は北部の bailli : bailliage と同じ南部における国王裁判所の法官とその裁判管区であるから、訳語も同じにし、(バ)又は(セ)を付け加えることにより区別した。そして「奉行」という訳語は「prevot」の方に当て、「prevoté」を「国王奉行裁判管区」と訳した(ボワランドゥリ草案解説中に在り。制度の沿革は長谷川正安「フランス革命と憲法(三省堂、一九八四年)」四八頁)。

(2) 本草案以外の、ボワランドゥリの議会での全報告・提案・発言(一七八九年八月八日「立法体の組織についての短い発言」、同年十二月二日「穀物通商に関する諸問題についての検討文書」、一七九〇年一月一日「王国の区分に関する提案」、同年四月一九日「牧場権(droit de pacage)の廃止に関する提案(採択さる)」、同年五月二七日「司法組織については租税裁判所(tribunaux d'imposition)を置くか否かのみについて議論すれば足りる旨の発言」、同年七月六日「王国を arrondissements métropolitain に区分することに関する報告とそれについての弁論」、同年八月二八日「インド貿易についての発言」、同年九月五日「公債に関するデクレの提案」、同年一〇月五日「地租に関する意見書」、同年十一月三〇日「穀物の輸

出入権に関する長い発言」、一七九一年一月二十四日二十五日「交易権 (droits de traites) についての発言」、同年二月二十五日「入市税 (octrois) についての発言」